

令和5年第6回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月5日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 堀田美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	岸本晃浩
観光商工課長	佐野明子	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	中村辰也	福祉課長	山口勉
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	池田和哉
建設課長	竹内正	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

(午前 9時25分 開会)

○議長（辻岡正和君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番、熊谷勘信君、9番、島津秀樹君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、一般質問を行います。

簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、1番、谷川暢一君、8番、熊谷勘信君、4番、倉谷明君、2番、川島富士夫君、5番、増井文雄君、13番、北原武道君の順に質問を許可します。

1番、谷川暢一君。

谷川暢一君の質問時間は10時27分までとします。

○1番（谷川暢一君）

おはようございます。

今議会、開会冒頭には、渡辺町長が三十三間山の風力発電について反対の意を表明いたしました。これから環境等調査に進んでいくと思いますが、山の生態系にも関わることもかと思えます。動向を注視していきたいと思っております。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、その山に住む獣たちによる被害、その防止対策について、また特にサルによる被害に対しての町の対策についてお伺いいたします。

獣害とは、いわゆる野生動物、イノシシやシカ、クマ、サル、アライグマ、ハクビシンなどの「けもの」が餌を食べる「採食行動」や餌を探す「探求行動」などの行動によって起こる被害のことですが、その中でも、農業被害（農業が直接的または間接的に受

ける被害)・人的被害(人を威嚇・攻撃し死傷する被害)・家屋被害(家屋や家畜小屋に侵入することなどによる被害)・生態被害(獣の過剰な捕食による生態系や環境の破壊)などに分けられます。

日本では、年間150から200億円ほどの獣害被害が出ていると言われておりまして、若狭町においても多くの被害があると聞いております。

ここ最近、全国的には、クマやサル、イノシシによる人的被害の報告が多く見られます。テレビや新聞等のメディアからは、連日のようにクマやサル、イノシシに人が襲われるニュースが伝えられております。

当町では、近年、サル、シカ、イノシシによる被害が常態化しているようにも思われます。もちろん日々様々な対策が考えられ実行されていることは十分承知していますが、高い効果の続くこれといった決め手が見つかっていないのも現状かと思われます。

そこで、質問です。若狭町における近年の獣害にはどのような事例がどれぐらい報告されているのでしょうか。

○議長(辻岡正和君)

中村産業振興課長。

○産業振興課長(中村和幸君)

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

鳥獣による被害につきましては、嶺南地域有害鳥獣対策協議会による各集落農家組合長への調査を行い、農産物の被害状況として把握をしております。

令和4年度の町内農産物の被害面積は8.5ヘクタール、被害額は1,086万円となっており、年によって増減はございますが、減少傾向にあります。

近年の主な被害状況としては、シカによる水稻の食害、サルによる野菜の食害、イノシシによる畑の掘り起こし、中獣類の住宅への住み着き、三方湖ではカワウによる水産資源の食害も発生しております。

○議長(辻岡正和君)

谷川暢一君。

○1番(谷川暢一君)

農業被害や住宅への住み着きといった家屋被害を主に、水産資源への被害もあるとのことですが、人的被害に関しては今のところ特に報告はないように思いました。

それでは、このような獣害を防止するために、当町ではどのような対策が取られてきたのでしょうか。また、その対策により、どの程度の効果が得られたのでしょうか。

○議長(辻岡正和君)

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

当町の獣による被害防止のための大きな取組としては2つございます。

一つは、獣害防止柵による集落への侵入防止の取組、もう一つは、猟友会と連携した有害鳥獣駆除による個体を減らすための取組です。

獣害防止柵の整備につきましては、平成14年度からこれまでに71集落、総延長138.2キロを設置しており、現在は耐用年数の14年を経過した柵の更新工事を進めております。

また、鳥獣の駆除につきましては、例年1,700頭の駆除実績がございます。令和4年度では、サル99頭、イノシシ279頭、シカ997頭、アライグマ、ハクビシンなど、その他獣類は177頭、鳥類につきましては85羽となっております。これらの取組により被害は深刻なものにならずに済んでいるものと判断しております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

獣害柵、いわゆる電柵等などの設置や猟友会などの駆除により深刻な被害にはならずに済んでいるとのことでした。

では、最初の答弁にもありました嶺南地域有害鳥獣対策協議会とは一体どういった組織なのでしょうか。内容を含めて教えていただきたいと思います。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

嶺南地域有害鳥獣対策協議会は、各市町が個々に対策するのではなく、嶺南地域で連携し、被害防止の効果的な対策を検討するために平成10年度に設立された組織です。

組織のメンバーにつきましては、嶺南6市町、福井県、猟友会、農業・林業団体で構成されております。

協議会では、嶺南地域鳥獣被害防止計画を策定した上で、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した広域的な鳥獣被害対策の取組を行っております。主な取組として、被害状況の調査、被害対策等の研修会、各市町からの要望による捕獲資機材などの購入整備、そのほか有害鳥獣の利活用の利用促進のためのジビエフェアの開催などの活動を行

っております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

各市町個々での対策ではなく、嶺南6市町、県、各種団体に連携して対策に取り組む組織ということで、平成10年に設立されたということでしたが、これからも大いに期待したい取組かと思えます。

では、ここからは、サルによる被害への対策についてお伺いします。

近年、三宅地区では、サルの出没が大変多く見られ、農業被害はもとより民家の敷地内を物色する家屋被害、また、そこでの住民との鉢合わせや、小・中学校の登下校時にも危険を感じる事例など人的被害につながるおそれが多数聞こえてきます。私自身も上中中学校の周辺に群れで現れて、通学路脇のグラウンドフェンスの上、また草むらから威嚇し、登校時の生徒がおびえているところや、民家の屋根伝いに移動し納屋、倉庫などに侵入するところ、悠々と住宅街の交差点の真ん中に座っているところなど目撃しております。

成人男性による追い払いの行為も初めのうちは効果はあるものの、すぐに慣れてしまい、日中でも山際に限らず交通量の多い集落中心部にまで出没が見られております。嶺南地域有害鳥獣対策協議会が調査に乗り出していると聞いていますが、町はどういった報告を受け、どこまでのことを把握しているのか、教えてください。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

嶺南地域有害鳥獣対策協議会の調査により、町内において13の群れを確認しております。そのうち5つの群れにおきましてGPSを利用した行動調査を実施しております。集落ごとの被害レベルを把握し、優先した対策が必要なエリアの選定、また効果的な対策方法の検討に役立てております。

この調査によりまして、三宅地区において、サル群れがよく通過している場所を数か所把握しております。これを基に、今年度、サルの大型おりの設置場所を選定しております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

G P Sを利用した行動調査により、非常に効率的な状況の把握が進んでいるものと感じました。

では、三宅地区のサル被害に対しては、嶺南地域有害鳥獣対策協議会の調査により、サル群れがよく通過する場所を把握し、大型おりの設置場所を選定していくとのことでしたが、調査報告にもありましたように、町内には13もの群れが確認されています。これからどういった対策を考えているのでしょうか、また、町はその対策にどのように関わっていくのでしょうか、教えてください。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

調査データの分析により、サルの出没頻度が高い集落から優先して対策に取り組んでおります。具体的には、令和2年度に安賀里区にサルの大型捕獲おりを設置しました。現在まで約85頭の捕獲実績があり、周辺の複数集落で被害が軽減されたことが確認されております。本年度は11月に、三宅区の協力の下、同じタイプのおりを設置いたしました。今後、区と猟友会の協力により運営していただく予定で、成果に期待しているところでございます。また今後も引き続き被害レベルの高い集落から優先して捕獲の取組を進めてまいります。

町としましては、地域や農家の方が有害捕獲に補助者として参画できるよう捕獲補助者講習会を開催し、捕獲のルールや安全面での徹底を図っていただいております。集落ぐるみでサル被害対策に取り組んでいただけるよう推進しております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

大型おりでの捕獲では、複数集落での被害軽減の実績があるということで、これからも引き続き被害の多い集落から優先して取り組んでいくとのことでした。また、捕獲補助講習会ですね、集落ぐるみでサル被害に取り組んでもらえるように推進していくとありましたが、大いに期待したい取組だと思っております。私も、大型おりでの捕獲のような大規模対策だけではなく、地域住民による個別の対策が重要かと考えております。サル群れが頻繁に里や住宅地に現れるようになってかなりの年数がたちますが、そういった環境で生まれ育った二世、三世の世代は住宅街にも適応し、少々の追い払い行動に

も動じません。農地のみならず住宅街や幹線道路沿いまでも生活圏内の一部として行動する、人や車を全く怖がらないサルが増えていると聞いております。昔とは違い思うようには逃げてくれません。出くわせば襲ってくるかもしれない存在であります。実際そのようなニュースや映像を見聞きすることも多くなってきております。

対策として、町では、現在、2週間をひと区切りとして電動エアガンの貸出しをしていますが、なかなかその時期に都合よくは現れてはくれません。私も都合1か月ほど借りておりましたが、結局、庭でためし打ちをするだけで終わってしまいました。やはり常に備えておく必要があるかと思えます。こういった高価な対策グッズに対して個人購入の補助をするなど、地域住民が住宅街でもできる何か有効な対策を考えておられますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のサルの追い払いにつきましては、電動エアガンの貸出しや大型の追い払い花火の提供を行っております。個別の電動ガンへの補助につきましては、今のところ考えておりません。

サルの群れへの有効な対策としましては、徹底した追い払いを実施するということが有効な手段とされていますが、何より捕獲を進め生息数を減らしていくことが大事と考えております。

今後も町内の群れの多い地域で大型捕獲おりを設置し、捕獲を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

大型の追い払い花火の効果というものは高いようですが、それだけに威力も大きく、周囲への影響も考えると、住宅地周辺では使いづらいものかとも思います。

自費で小型の花火を購入し、小まめに追い払い活動をされている方もおられるそうです。うちの近所にも見受けられます。また、電動エアガンを個人購入し、小学校の登下校時にサルの追い払いをしてくださっている方もおられます。そういった活動に少しでも町からの助成があればと思います。また、ほかの市町や他県での新しい取組にも民間、自治体問わず積極的に取り入れていただきたいと要望しておきます。ぜひ御検討くださ

い。

サル被害に対しましては、ここまでいたします。

最後に、クマの被害防止対策について質問いたします。

全国的にも、また県内におきましてもクマによる人的被害の報告が連日のように伝えられております。特に今年は、その件数の多さもさることながら、被害の深刻さも増しており、死傷者も多数出ております。山間部の割合が多い当町に関しましても人ごとではないと感じております。毎年、若狭町でもクマの出没が確認されておりますが、ひとたび住宅地での出没が見られれば、その危険度はサル群れの比ではないことは容易に想像がつかます。町ではそういった事態に対して何か有効な対策を考えているのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

今年は全国的にクマの出没、また被害の情報がニュースとして多く報じられておまして、当町といたしましても注意を払っているところであり、また御心配のお声も多く寄せられているところでございます。議員から御質問をいただきまして、ありがとうございます。

クマの出没状況につきましては、県内では11月28日現在で689件のクマの出没情報が確認されており、特に嶺北から敦賀市を中心に出没が相次いでいる状況です。また、若狭町の出没件数につきましては9件で、近年、増加傾向にあります。

クマの捕獲につきましては、福井県第一種特定鳥獣保護計画により、嶺南地域においては生息数が少ないとされており、保護対象動物となっていることから、基本的には捕獲は許可されておられません。

クマが出没した際の対応といたしましては、猟友会と協力し、現場の状況確認を行い、近隣集落に対して音声告知で周知を図ります。また、保育所や学校に対しては、通所や通学時の注意喚起をお願いしております。

クマの出没を予防するために、餌となる誘引物の除去費として、柿の木などの伐採に上限5万円を補助しておりますので、各集落での取組をお願いいたします。

なお、民家近くに出没した場合や出没が多い箇所など対策が必要な場合には、人的被害防止の徹底を図るため、県に相談の上で猟友会と連携した捕獲対策を講じてまいります。

最後に、議員御指摘の自然との共生の中で、鳥獣による住民の皆様の被害が軽減また

防止できるように今後も努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

若狭町でのクマの出没件数も増加傾向であるということでした。今年は長期の気象予報によりますと、エルニーニョ現象の影響で暖冬の傾向にあるとのことで、稀に見る暖冬になるとの情報も聞こえてきております。

もしも雪も少なく気温も高めの冬となりますと、クマの冬眠にも影響を及ぼすことが考えられ、例年の冬とは異なり、冬の期間でもクマの出没を警戒しなければならないかと思われまふ。暖冬により冬眠できなかったクマ、春を待たずに起きてしまったクマなどは大変危険だと言われております。今年に関しては例年とは違った対策を考えていく必要があるのかもしれない。十分な警戒をお願いしておきます。

獣害対策に関しては、若狭町では、その都度、対策が講じられ、嶺南地域有害鳥獣対策協議会とも有効に連携できており、深刻な被害には陥ることなく対応できているのかなと感じてはおります。しかし、全国的に見れば、近年、特に今年に関しては、クマだけに限らず、サル、イノシシなども含めて人が獣に襲われ死傷する人的被害が急増しているように思われます。いかに十分な対策が講じられていたとしましても、ひとたび人的被害が発生してしまうと、それまで表に出ることのなかった細かな不満等が噴出し、また被害が続くようであれば、それが自治体への不信感につながるおそれもあるでしょう。特に今冬に関しては注意が必要かと思われまふ。

そういったことを鑑みますと、これからは、農業や家屋への被害対策はもちろんのことですが、人的被害を未然に防ぐことへの備えが大変重要になってくるかと思われまふ。これまで以上に十分な警戒と対策、対応をお願いいたしまして、今回の私からの質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前9時50分 休憩）

（午前9時52分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

8番、熊谷勘信君。

熊谷勘信君の質問時間は、10時52分までとします。

○8番（熊谷勘信君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、12月定例会の一般質問として、外国人労働者についてと施設解体後の庁舎周辺の利活用についての2点、町長の見解をお伺いしますので、的確な答弁をお願いします。

まず、一つ目の質問です。

厚生労働省によると、昨年10月末における全国の外国人労働者数は前年比5.5%増の182万2,725人と過去最大となっています。また、外国人を雇用する事業所数は前年比4.8%増加、29万8,790所で、届出義務化以降、これも過去最高となっています。国籍別ではベトナムが最も多く、次いで中国、フィリピンの順と報告されています。

令和元年から2年にかけては、新型コロナウイルスの影響もあったものの外国人労働者の数は増加しています。この背景には、少子高齢化による深刻な労働力不足があり、特に若者の減少は、町に活気がなくなり、高齢者の暮らしのサポートへの影響も大きくなります。また、農林水産業や医療・介護分野の深刻な人手不足は地域の労働力の低下にもつながる大きな問題であると考えられます。

県内においては、外国人労働者の受入れ企業も増加しており、嶺北の企業では日本人より多く外国人が就労しているとの現状もあります。

そこで、現在、本町に移住する外国人の方はどれぐらいおられるのか、人数、国籍などについてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えいたします。

11月1日現在、住民基本台帳に登録されている若狭町に居住する外国人の方は110名いらっしゃいます。その内訳といたしましては、フィリピン45名、ベトナム22名、ラオス11名、韓国10名、中国6名、ミャンマー5名など12の国と地域の方々でございます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

次に、外国人を技能実習生を含め雇用している町内企業等はどれぐらいあるのか、職種と併せてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

佐野観光商工課長。

○観光商工課長（佐野明子君）

それでは、お答えいたします。

町内の企業の状況でございますが、例年、町内の主要企業を対象に従業員調査を行わせていただいております。本年も6月に実施しております。その調査に御回答いただきました14社のうち5社に外国人労働者がおられ、全従業員1,175名のうち、技能実習生を含めまして50名の外国人が就労しておられます。

国籍別で見ますと、多い国では、フィリピンが25名、ベトナムが17名、職種につきましては、大半が製造業といった状況でございます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

今後、労働力の不足が続けば、外国人労働者を雇いたいという企業も出てくるのではないかと思います。これまで町内企業で外国人の方を雇い入れたい、あるいは外国人の雇用に関して相談があったのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

佐野観光商工課長。

○観光商工課長（佐野明子君）

それでは、お答えいたします。

外国人雇用に特化した御相談をいただいたことはございませんが、いずれの事業者におきましても人材確保に大変御苦勞をしておられると承知しております。中には、人材の確保ができず、やむなく事業運営を縮小しておられる、そういった事業者もあり、厳しい状況にあると承知しております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

本町でも既に外国人の就労があるとの御答弁ですが、今後、生産年齢層が減少していることを考えれば、労働力不足による外国人労働者の力が必要になってくることも考えられます。労働力不足を補うためにも、企業とのマッチングにより、外国人を雇用する

企業への支援など、町独自の支援も今後、考えていく必要もあるのではないかと思います。今後の展望についてお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えをいたします。

雇用事業者は、外国人労働者を雇用する際、日本の労働法制や雇用慣行など雇用管理の手续が義務づけられております。また、外国人労働者にとっては、言語や文化、生活習慣の違い等に対応できる就労や生活環境の整備が必要となります。外国人の方を雇用する企業に対して、現在、町の支援はございませんが、外国人の方特有の事情に配慮した就労環境の整備、職場定着に取り組む事業者への支援は、外国人労働者を雇用する上で必要であると考えております。今後も事業者の御相談に対しては、国や県の支援、また助成金の活用等の情報提供に努めてまいります。

併せて、国内の労働力不足は、地方から都市への若者の人口流出、少子化や高齢化、人気業界や職種への偏りなど様々な要因で発生をしております。医療や福祉分野のみならず、IT分野、様々な分野、また運送業などにおいても2024年問題が取り沙汰されるなど今後さらに労働力不足の問題は大きくなると予想されます。

令和5年10月報告の福井県の有効求人倍率は1.91倍であり、企業側は労働力の確保に厳しい状況にあります。町としても引き続き若者のIターンやUターンなど、定住人口を増やし、労働力の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、外国人の方と地域住民の方との交流会等により、お互いの理解を深め合い、多様性を認め合う地域づくりが地域共生社会の実現につながるものと考えており、こういった活動を積極的に支援するとともに、今後も国や社会情勢の動向を注視するとともに町内の企業や事業者の皆様とも緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ありがとうございました。外国人労働者の様々な問題はニュース等で取り上げられることもあります。外国籍の方を単なる労働者として見るのか、それとも私たち日本人と同等に職場のパートナーとして接するのか、この点が大切な視点であるとも感じます。人口減少の歯止めがかからず、その影響が人材確保や移住・定住に直接的に関わる大きな問題でもあります。今後、外国人労働者の対応等、十分検討していただくことをお願い

いして、次の質問に移ります。

2点目は、施設解体後の庁舎周辺の利活用について、質問します。

9月の補正予算で、役場庁舎周辺の公共施設、三方勤労者体育館と三方プールの解体の経費が認められ、今後、解体と整備が進められることとなります。これらは、町の公共事業管理計画に基づき、そして、老朽化の現状や利用者の状況等から判断されたものと思いますが、三方勤労者体育館は、耐震性が劣り、修繕には多額の経費がかかることから、解体の方針を固め、事前に利用者への周知も行われていたと承知しています。

また、三方プールについても、施設の老朽化に併せ、プール利用に際し、熱中症対策による開放日の減少と学校のプール学習事業の状況により、三十三地域のB&G海洋センタープールの活用に置き換えができるとの判断で解体の方針を承知しています。

その上で、跡地については、三方勤労者体育館、三方プールともに駐車場として整備するとの方針が示されていますが、どのような検討がされてこの方針が決定されたのか、大々的な駐車スペース不足の事態が生じているのか、いささか疑問な点もあります。

そこで、質問ですが、まず三方勤労者体育館は三方グラウンドの雨天時の利用やその他のサークルなど多くの住民の方の利用もあったと承知していますが、解体に伴い施設が減ることへの影響は大変大きいと感じます。施設がなくなることによる影響をどのようにカバーし、また利用者にとって不便にならない手段をどのようにするのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、三方勤労者体育館の解体に伴い利用者の不便にならないための手段について、お答えさせていただきます。

三方勤労者体育館では、昨年度まで定期的に週1回程度の割合で利用されていた団体が11団体ございました。4月に利用を中止する前に、これらの団体に案内をさせていただき、4月以降、新たな活動場所に移動をしていただいております。

移動先としましては、令和4年度から新たに社会体育施設となりました明倫体育館をはじめ、三方体育館、B&G海洋センターの社会体育施設や三方小学校体育館、三方中学校体育館などの学校体育館施設を利用、活用していただいて、現在のところ、利用団体には特に支障は生じていないものと把握しております。

新たに活動場所を求められる団体があった場合は、まだ利用できる時間帯のある小学校や中学校の体育館を案内するなどして利用者に不便が生じないように努めてまいりま

すので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

次に、両施設の解体後は駐車場として整備する計画とのことですが、三方グラウンドの利用者や中央公民館、リブラ若狭の利用者で手狭になるケースが頻繁に起こっているのか。三方庁舎裏やJ A三方五湖基幹支店など、付近で駐車場を確保できるとも考えられます。そうした現状をどう把握されているのか、また駐車場として今後の利用をどのように見込んでいるのかなど、今回の駐車場整備はどのような根拠を持って方針を出されたのか、それは有効な手段だと考えておられるのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

三方勤労者体育館及び三方プールの解体後の跡地活用につきましては、中央公民館と三方グラウンド利用者の駐車場の整備を計画しております。

現在の中央公民館前、三方勤労者体育館前及び三方プール横の駐車場には82台分を駐車することが可能ですが、近年、嶺南地方の中ほどにあり利便性のよい中央公民館で県単位の大会や研修会が行われることが多く、駐車場が不足することがございます。

三方庁舎裏や周辺事業所などでの駐車場は、土日祭日開催のイベントなどでは利用が可能と考えられますが、平日は職員や来客者の駐車場にもなっており、十分な台数を確保できておりません。

また、三方グラウンドで開催される少年野球の大会なども中央公民館利用者と重なり不足する状況が見られます。

今回の施設解体後の駐車場整備により、勤労者体育館跡地で50台分、三方プール跡地で52台分増え、既存の中央公民館前の駐車場と合わせて計184台分が確保できる計画となっており、大きな大会や行事の際にも十分対応できるようになると考えております。したがって、現時点では駐車場としての活用が最も有効な活用策であると考えております。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

次に、今回の跡地となる施設は、庁舎や公民館を含め三方グラウンドや保健センター

を含めた公共施設が集中した場所であります。その中で三方勤労者体育館と三方プールを解体し駐車場として活用するとの意向は、一時的な駐車場整備なら期間限定的な措置と理解できます。

そこで、駐車場整備とした方針を示すに当たって、庁舎周辺の整備計画を立てた上で決定されたのか、また三方グラウンドを利用している団体、例えば美方ボーイズ等の意見等を聞いて決定されたのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、お答えします。

先ほども申しましたとおり、中央公民館や三方グラウンドにおいて大会などのイベントがあると利用者の駐車台数が不足している状況が見られます。また三方グラウンド中央公民館の利用者から、施設周辺で駐車場が少ないというお声もいただいております。そこで、十分な台数分を確保することを最優先の課題と考え、跡地を駐車場に整備させていただくこととしました。

この方針につきましては、庁舎周辺の全体計画を立てた上での決定ではなく、若狭町公共施設等総合管理計画に基づき、三方勤労者体育館と三方プールを廃止、解体させていただいた跡地の活用策として駐車場の整備をさせていただくものであり、改めて利用団体などからの意見をいただいて決定したものではございません。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

全体的な計画までは立てていない、利用団体の声も十分には聞いていないとの答弁でした。これでは教育委員会だけで考えた駐車場整備になってしまっています。これで果たして有効な手段と言えるでしょうか、私は疑問です。

跡地利用については、こういった活用が効率的か、明らかにしてから整備するといったこと、その点では周辺整備の計画を立てて利用者の意見も聞いて計画する必要はなかったのかと考えます。この点について教育長の見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、周辺整備計画と利用者の意見をお聞きすることについてお答えさせていた

だきます。

御承知のとおり、三方勤労者体育館と三方プールの周辺には、役場、三方庁舎、中央公民館、リブラ若狭、三方グラウンド、さとうみパークなど多くの公共施設が立地しております。今回の解体工事後の跡地の活用策につきましては、新たなものを建設するというのではなく、これらの施設の機能を十分に発揮するために駐車場が必要であると判断したものです。

また、利用者の意見につきましては、周辺施設の利用団体に対し、町のほうから御意見をお聞きすることはしておりませんが、利用者のほうからは、個別に駐車場の不足についてのお声はいただいております。

施設の近くに駐車場を整備することは、施設利用者の安全性、利便性を向上させることにつながると考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勸信君。

○8番（熊谷勸信君）

やはり施設を管理する教育委員会として、しっかり計画を立て、利用者の意見も聞いて跡地利用を考えるべきであったと私は思います。

では、最後の質問です。今回の駐車場整備について計画が策定されていないとのことですが、三方体育館についても耐震化が必要で、施設も40年を超え老朽化も進み、そして、一番の課題はアクセスが悪いという点です。そうしたことを考えるならば、今回の駐車場整備を今後のスポーツ施設整備までの一時的なものと考え、改めてスポーツ施設としての整備を検討されるのかをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、今後のスポーツ施設整備についてお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、跡地の駐車場整備は現時点で生じている中央公民館及び三方グラウンドの駐車場不足に対応するためのものがございますので、現在のところ、新たなスポーツ施設の整備は考えておりません。

今後も若狭町公共施設等総合管理計画に基づき、三方体育館も含めスポーツ施設が安全に利用できるよう、必要に応じて老朽化した施設の改修をするなど維持管理に努めてまいりたいと考えております。

これからも利用者の皆様の御意見をいただきながら、スポーツ施設の利便性の向上や

スポーツを楽しむ機会の創出を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

熊谷勸信君。

○8番（熊谷勸信君）

ありがとうございました。このたびの三方勤労者体育館と三方プールの解体は、町の公共施設管理計画に沿って行われることは理解しますが、ただ、跡地の利用については、本当に十分な検討をした上での駐車場整備なのかという点では疑問は残っております。今後も公共施設の解体や改修等が必要な施設もあると思いますので、利用者の目線ということを十分考えていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

再開は10時30分からとします。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

4番、倉谷 明君。

質問時間は11時28分までです。

○4番（倉谷 明君）

議長のお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

防災力向上に向けての取組についてお伺いします。

近年、大気中の温室効果ガス濃度が高まり、それに伴って地球の平均気温が上昇することで降雨パターンが変動し、異常気象の発生頻度が高まっています。

それに伴います気象災害が各地で頻繁に発生しており、天災は忘れた頃にやってくるは死語になっています。現在では、災害は忘れる前にやってくると、我々が忘れる間もなく次から次へと災害は襲ってきます。特に予想が難しい局所的豪雨、いわゆるゲリラ豪雨が各地を襲っています。

最近では、昨年8月、南越前町今庄の浸水被害では鉄道、道路などが寸断されました。また、今年7月には、近隣の敦賀市、美浜町などにも土砂災害警戒情報が出されて各地で浸水被害も出ています。

防災に対する情報は溢れるほど身近にあり、防災への意識も高まっていると感じます。しかし、それは一部の方々のように思います。市民の方に防災への備えを聞いても、防災グッズはどのようなものかは知っていても、備えなあかんなどは思っているぐらいの回答です。防災訓練となると、積極的に参加する方はいかほどでしょうか。誰もが頭では自分の命は自分で守ること、自助の大切さは分かっているながら、いざ行動に移すことは難しいのが現状です。

避難訓練は、一部の地域ではその地域に即した訓練を実施しているところもあります。しかし、地域の避難訓練の想定はいつもと似たような内容で、参加者も恐らくいつもの顔ぶれのマンネリ化しているところが多いように感じるのは私だけでしょうか。訓練は同じことの繰り返しで身につけさせる目的もあります。また非常時の連絡体制の確認も重要です。いつ何どき我が身に迫るかもしれない災害に備える自助・共助の防災意識向上への一歩は防災訓練へ積極的に参加することだと思います。そこへ参加し、防災・減災について学び、万が一に備えることで自らの命を守ることにつながります。

そこで、質問です。さらに住民の防災意識の向上に努める必要があると思われま。町はこの課題をどのように捉えていますか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えをいたします。

災害による人的被害を軽減する方策は、住民の皆様の避難行動が基本となるため、本町におきましては、毎年、避難訓練を実施させていただいております。

令和元年度までは実施する地区を決定して該当する地区のみで避難訓練を実施しておりましたが、全国各地で災害が頻繁に発生している状況を踏まえ、またいつ起こるか分からない災害に対して、住民の皆様が即座に避難行動に移す習慣が定着するよう、令和2年度から全集落を対象とした訓練に改めさせていただいております。

避難訓練では、避難行動はもちろんのこと、若狭町防災士の会の皆様の御協力により、令和2年度に整備をいたしました防災倉庫に備えてある資機材のテントやダンボールベッド等の設営、避難時における非常持出し袋についての解説も行っていただきながら、避難行動の必要性につきましても啓発をしていただいているところでございます。

また、現在、区長様に御協力を依頼させていただき、要支援者の支援に係る個別避難計画の策定を進めさせていただいております。

今後、要支援者の避難訓練も取り入れながら、避難手順の確認を行い、適宜、見直し

を図りながら防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、避難訓練は繰り返し実施することも大切であり、地域づくり協議会等の皆さんが先進地視察を取組として行われておりますが、こういった活動を参考にいただき、各々が地域の実情に応じた取組をしていただくことも必要であるというふうに考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。避難訓練は繰り返し実施することで課題も顕在化してきます。要支援者への対応も実態に即した形の訓練を行うことで見てくることもあろうかと思えます。また訓練に合わせて防災学習会なども計画に入れていただけるよう働きかけをお願いします。

高齢化が進行すれば、避難の難しさが増し、その対応や手順、日頃の備えが一層重要になると思われます。学校や地域を対象に持続性のある防災教育、普及啓発への取組が必要です。自らが判断し行動する力を身につける教育です。その取組について伺います。

まず学校では児童生徒の発達に応じた教育が必要です。10月に開催されましたハート&アートフェスタの会場で、若狭町防災士の会が小学生向けの防災クイズをしましたところ、50名以上の小学生が参加してくれまして、高得点の成績でした。学校での防災学習や家庭での学びの成果かと思えます。

そこで、小・中学校での過去5年間の防災事業や訓練内容の教育事例を幾つか紹介いただきたいです。

また、これは県の教育委員会が実施していることかもしれませんが、教職員への防災教育指導者養成はどのように行われていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えいたします。

小学校課程で学ぶ防災教育については、主に3年生から5年生の社会科で学んでおります。国の学習指導要領において、小学校3年生では、消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために相互に連携して緊急時に対応する体制を取っていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解することとしております。具体的には、消防署に行ってみ学したり地域の消防団の取組を学ん

だりしております。

また、小学校4年生では、地震災害や風水害など過去に県内で発生したものを選択し、県庁や町役場の働きなどを中心に uptake、防災情報の発信や避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりについて学ぶとともに、地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど自分たちにできることなどを考えたり判断したりするよう、自助、公助、共助、互助について学んでおります。具体的には、防災袋の中身について、平常時から把握、点検をする重要性などを学んでおります。

小学校5年生では、国内で起きる自然災害について、災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して自然条件との関連を考え、地震や津波、風水害や火山の噴火や大雪などへの取組についても学んでおります。具体的には、ハザードマップを活用し、身近な危険箇所を把握するなどをしております。

また、中学校では、地理の授業において、日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本国土の特色などから自然災害と防災・減災への取組などを学んでおります。具体的には、災害時の学校、自宅、外出先にいる場合の具体的な行動を整理することや、身近な地域の防災マップにより地域で起こる可能性がある災害や避難方法などを学んでおります。このように、国の学習指導要領に基づき児童の発達段階に応じた内容で防災教育に取り組んでおります。

また、防災事業や訓練内容についてですが、学校では年間3回程度の避難訓練を実施しております。避難訓練の想定としましては、地震、火事、不審者侵入、原子力事故などがあり、引き渡し訓練まで実施する場合があります。

令和3年度には国の事業である学校安全総合支援事業を活用し、県から学校防災アドバイザー派遣事業の採択を受け、学校単位で講義形式や避難訓練を実施しております。

具体的な内容として、気山小学校での取組を紹介いたします。

講義形式では、学校防災アドバイザーによる講義の後、保護者と学校管理職が学校周りや通学路を再確認し、児童向けの安全マップの更新をいたしました。

また、地震発生により住民が学校に避難してきたことを想定した体験型防災訓練も実施しております。ここでは、南海トラフ沖で大地震が発生した想定で、若狭町への危険度が分かるシミュレーション画像や、過去の地震の津波映像を活用して視覚的に地震の怖さなどを認識するほか、起震車による地震体験や避難所生活体験としてダンボールベッドづくりや応急手当の実践、また非常食の炊き出しなども実施しております。

これらの体験型防災訓練では、児童、保護者、教員、役場職員のほか、三方消防署や日赤奉仕団の方々にも協力していただき、実効性のある研修を実施することができ、防

災意識の向上が図られたのではないかと考えています。

その他の学校においても、原子力災害への備えや自然災害で命を守る行動について、児童への講習会、引き渡し訓練への立会いと教員への指導、助言など、様々な防災事業や訓練などを実施いたしました。

また、教職員への防災教育指導者養成につきましては、県主催の防災教育研修会に参加するほか、職員研修により避難シミュレーションやマニュアル確認などを実施しており、日頃から危機意識の維持向上に努めております。

今後も持続性のある防災教育などに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。教科の中で災害に関する授業、防災訓練や校外学習なども行われていることが分かりました。話を聞くだけではなく自ら手や体を使って体験するプログラムも必要になってくるでしょう。人々の安全を守るための消防や自衛隊などの関係機関の働きを学び、自分たちができる行動は何かを考える教育が家庭での備えや地域防災への関心につながり、今後の防災力の向上につながると確信します。

次に、地域住民や町内企業に対し防災意識の向上につなげる研修会、学習会など、これまでに開催事例があれば、その内容を紹介いただきたいです。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、お答えします。

まず地域住民を対象とした研修会、学習会につきましては、鳥羽地区地域づくり協議会において各集落の関係者が集まり防災講習会が開催され、若狭町防災士の方に御協力をいただきました。

次に、企業関係につきましては、今月、避難解除が必要となる高齢者施設において防災講習会を予定されており、福井地方气象台の方と町の防災担当者が講師を務めることとしております。

そのほかでは、学校や民間グループの依頼に応じて担当職員が講師として出向している研修会などもございます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。若狭町防災士の会が地域防災に関心のある地区からの防災教育の講習会開催要請があり、既に幾つか実施されているとのこと、心強い限りです。高齢者を預かる施設も非常時には地元の皆さんの応援も必要になるかもしれません。地域の連携体制も築く必要があると思われます。今後も期待したいところです。

継続的、定期的に、より実践的な訓練が必要にもなってきます。例えば平日の日中です。独居老人や障害のある方の緊急避難が必要になった場合を想定して、家人は仕事でいない場合、家族への連絡や避難所までの移動手段をどう確保するか。

以前、テレビ番組で紹介されていた津波浸水が想定される地域での要支援者対象の避難訓練は玄関先まで出てきてもらう内容でした。また観光地での避難訓練も必要かと思われます。より現実に近い想定 of 避難訓練を具体的に検討や実施に向けた動きはありますでしょうか。また、若狭町公式LINEを活用した防災訓練は検討されていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、お答えします。

町の避難訓練の実施につきましては、区長様の御協力の下、少しでも多くの方々に参加していただくために主に休日に実施をさせていただいております。

集客施設であるパレアわかさにおきましては、施設管理者として消防法に基づく避難訓練を実施しております。また、それぞれの観光地につきましても管理運営者が当該施設に応じた訓練をされる必要があると考えております。

次に、若狭町公式LINEを活用した防災訓練につきましては、現在、実施はしていませんが、本年8月15日の台風接近に伴う自主避難所を開設した際に、実際の災害情報としてLINEを活用した避難所開設情報を発信しております。

災害情報の多様化は重要であり、住民にとって身近となる若狭町公式LINEを活用した避難訓練を実施してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。地域の避難訓練を土日以外で実施するのはハードルが高いで

すね。しかし、平日の日中を想定した机上訓練でもやっておく必要はあるかと思えます。支え合い精神の避難訓練です。ぜひとも御検討ください。

若狭町公式LINEを活用した訓練も検討されているとのこと。LINEへの友達登録をさらに広める活動も併せてお願いします。

社会には防災力を高めるために期待されています防災士が存在します。そのための知識、技能を習得された方々です。日頃から行政をはじめ防災・減災に関わる機関と連携した活動を通じて災害に強いまちづくりを進めています。

防災力向上には防災士の協力も大いに必要と考えます。全国では、2023年10月末時点での累計で26万6,519名の防災士が認証されています。町には防災士が何名おられるか、把握されていますか。また町の職員は何名おられますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、お答えします。

本町における防災士の登録者数は令和5年3月31日現在で106名となっており、そのうち町職員につきましては4名の登録となっております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。106名の防災士の方がおられるのですね。若狭町防災士の会にはその約半数の40名強の方が登録されています。町の職員が4名は少々残念です。

今年度の福井県防災士養成研修は終わりましたが、町からは何名、受講されましたでしょうか。養成研修の受講者数は毎回定員を超える希望者があるように聞きますが、その人たちの受講の主なきっかけには何があるか分かりますか。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、お答えします。

本町で申込みの受付をさせていただいた令和5年度の防災士養成研修には9名の方が申込みをされていますが、受講動機までは把握はしておりません。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。企業によっては資格取得を推進しているところもあるようです。資格の所持より防災・減災への知識技能を身につけていることが鍵だと思います。

防災力の向上には、いろんな手段を使って自助・共助を呼びかけたり、訓練を町が主になり計画、実施しています。日頃からの啓発活動が重要ですが、これらの推進は行政職員だけでは人手不足でしょう。町には令和3年4月に発足しました若狭町防災士の会があります。この会とのこれまでの連携事業や活動支援の内容と、この会に今後、期待することは何でしょうか。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、お答えします。

令和3年度から、町の防災訓練におきまして、ダンボールベッドや簡易テントの設置訓練における指導補助及び参加された住民の方に非常持出し袋の有効活用についての説明をいただいております。

また地域などで行われる防災研修会の講師を担っていただいております。活動費の補助も行っております。若狭町防災士の会は、防災に関する知識と技術を有し、防災活動などの指導的な役割を担うことができる組織でありますので、引き続き、地域における防災力向上のための講習会などの実施による普及啓発活動や避難所運営などへの支援を賜りたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。学校教育の場でも防災士の方を講師として招いての学習をしている学校もあると聞きました。防災士は社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されています。町と連携した活動で防災教育の強化が図れると思います。

防災力とは、主に自然災害による人命や生活への被害を防ぐ、小さくする力を言います。地域の防災力向上には、防災に関する経験や知識を持った方々の持続性のある協力体制の構築が必要と思われます。地域防災活動の主体は地域づくり協議会が担っていますが、その担い手の人材不足が懸念されます。

町長は、選挙の公約に町民の命と生活を守ると掲げられていました。行政との連携した地域防災への担い手への防災教育、育成への仕組みはありますでしょうか。

また、今後、防災力向上に向けてどのような取組を展開していくか、お考えをお聞かせください。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えいたします。

地域防災については、近年の自然災害等が全国各地で発生していることから、住民の皆様への災害に対する意識は非常に高くなっております。

また、大規模な災害となると、行政機関の対応だけでは限界があり、住民の皆様の自助・共助の取組が必要であります。そのため、集落のみならず、地域づくり協議会をはじめとする地域関係団体の皆様への御協力が不可欠であり、これまでも地域の実情に応じて地域づくり協議会主体による防災講習会等を開催していただいております。この場をお借りして感謝申し上げます。

今年度につきましては、野木地区においては独自で避難訓練を実施されており、地域の率先した取組が地域住民の皆様の防災意識の向上と体制づくりの強化につながっているものと考えます。今後も住民の皆様が防災に関する知識と技術を習得していただける機会を増やし、集落の自主防災組織や消防団をはじめ地域づくり協議会、また若狭町防災士の会などとの連携による防災力のさらなる向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。各地域の自主防災組織で自分たちの地域の実情に合った備えや発災時の行動について、考え、学び、語り合える場を数多くつくることで強固な体制が構築されていくと思います。関係機関の連携した動きができますよう御支援お願いしまして、私からの質問を終わります。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時57分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は11時58分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、おはようございます。公明党の川島です。

通告書に従い、大項目で3点、質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしく願いいたします。

それでは、大項目の1点目、チャイルドシートの貸出し制度について幾つか質問をさせていただきます。

最初に、町外から移住されてきた方から相談を受けました。以前住んでいたところでは、行政がチャイルドシートの貸出しを無料とする制度があったので、本町にもそれがあるのではないかということで問合せをしたところ、なかった。そしてまた、チャイルドシートも幾つか種類があって、子どもが大きくなるにつれて変えていかなければならず経済的にも厳しいというものです。

私もその相談を受けたときに、たしか本町でも過去に貸出しをやっていたようなというふうに思いましたので、お伺いします。現在、その制度はどうなっていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、川島議員からのチャイルドシートに関する御質問にお答えします。

まず、チャイルドシートの貸出しにつきましては、現在も警察署内にあります交通安全協会において、協会の会員に対し、期間は最長3か月までとなりますが、無料で貸し出す制度はございます。

また、チャイルドシートの購入補助につきましては、以前は当町でも実施していましたが、現在は実施しておりません。以上です。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。なるほどチャイルドシートの貸出しは交通安全協会でも今も継続して行われているということです。当時、私も敦賀警察署に行ってお借りしていたんだと思います。

では、チャイルドシートの購入補助を実施していたという御答弁でした。どういう経緯で設けられたのでしょうか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、御質問にお答えします。

チャイルドシートにつきましては、今から20年以上前になります平成12年の道路交通法の改正により、6歳未満の乳幼児を車に乗せる場合には着用が義務化されました。

そして、チャイルドシートの購入補助につきましては、チャイルドシートの着用が義務化されました初期の段階におきまして、その普及と装着の徹底を目指す交通安全の観点から、そして、子育て家庭に対する負担軽減の支援策としてチャイルドシートの購入費の3分の1、上限8,000円を補助する事業が設けられておりました。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。チャイルドシートの購入時に助成金を交付していたという御答弁でした。それも子育て家庭に対する負担軽減になるようチャイルドシートの購入費の3分の1、上限8,000円を補助する、素晴らしいではないですか。では、どのような理由で廃止にしたのか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、御質問にお答えします。

チャイルドシートの購入補助につきましては、先ほど申し上げましたとおり、過去において若狭町でも実施しておりました。しかしながら、議員の御質問のとおり、今から約10年前の平成24年度末をもって終了しております。

終了しました理由につきましては、事業を開始しました当初の目的の一つでありますチャイルドシートの普及が進んできたこと、また町独自での子育て支援として出産祝金などの事業も実施していたことから、近隣市町の状況なども踏まえ、チャイルドシートに限定した補助は終了させていただいております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。廃止された理由が、チャイルドシートの普及が進んだこと、子ども世帯への経済的支援も行っている、近隣市町の状況も考慮した上、このような御答弁でした。

今回のように、他市町から移住して来られた方が落胆しないように購入補助をもう一度復活させるなど御検討をされるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

町といたしましては、昨年度より妊娠時と出産時それぞれ5万円ずつの合わせて10万円を支給する出産子育て応援ギフト事業を新たに開始をさせていただき、子育て世帯に対する経済的な支援を拡充させていただいたところでございます。

そして、来年の秋以降、国や県の動向に基づき、児童手当の支給期間の延長や第三子に対する支給額の増額、また第二子の保育料無償化の所得制限を撤廃するなど子育て世帯に対する経済的支援策をさらに拡充させていく予定となっております。

チャイルドシートの購入補助につきましては、今ほど申し上げました子育て支援の拡充状況も含め、現状ある様々な子育て支援策を活用していただきたいというふうに考えております。また改めて実施する予定はないということで、御理解を賜りますようお願いをいたします。

今後も子育て相談支援などのソフト面、また子どもの遊び場整備などのハード面の支援をしっかりと進めるとともに、若狭町の子育て支援の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。チャイルドシートの購入補助を復活する予定はないという御答弁でした。つまり、どうしてもチャイルドシートを購入できない御家庭においては、交通安全協会が行っているチャイルドシートの貸出しを利用してくださいと、それを利用するのもいいのですが、敦賀警察署に行かなければなりません。また交通安全協会の会員でなければなりません。加えて、貸出し期間が最長3か月、さらにこの制度があることを知っている人は少ない、本町のホームページからも分かるようにしていただき

と思います。残念です。

次の質問に移ります。大項目の2点目です。

災害時、避難所指定の小・中学校の環境整備について幾つか質問をさせていただきます。

先ほどの倉谷議員のお話にもありましたが、近年の自然災害、特に大雨による災害が年を追って大きくなっております。本町は今のところ運よくといいますか、大きな災害は起きておりませんが、雨雲の通り道は実に気ままです。今年の場合も少しの気圧配置の違いで本町に線状降水帯が発生していたかもしれません。これまで大規模災害がなかったからといって、今後どうなるのかは誰にも分かりません。

そこで、お聞きしたいのですが、もし本町が大雨による水害に見舞われたとき、本町内に開設する全ての小・中学校の校庭、グラウンドの水はけはどうなんでしょうか、お伺いします。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

避難所となる小・中学校の校庭、グラウンドについては、基本的に暗渠排水が施工されております。経年劣化により、水はけの状況については、学校によって若干の違いがあるものの、PTAや保護者活動の中で、校舎やグラウンド周辺の側溝清掃などの奉仕作業にも御協力をいただいております。適切に管理できていると思われ、極端に悪い箇所はないと認識しております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。今のところ水はけはいいということでしょうか。まあ平常時はそうかもしれません。では、大規模な水害が発生したと仮定して、多くの方が自家用車で避難してこられた場合、駐車場に入れない車は小・中学校の校庭、グラウンドに駐車するのではないかと思います。また救援物資を運んでくるトラック等の駐車場にもなるのではないかと思います。水はけが悪いといろいろなことに支障を来すのではないかと危惧しますが、御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、お答えします。

大規模な災害となる場合には、既存の施設駐車場のみでは対応できず、小・中学校の避難所であれば、グラウンドにも駐車していただくことが想定されます。

災害時の対応としては、第一に避難行動が命を守る行動であることを御理解いただきたいと思っております。その中で、救援物資の搬入となれば、避難所の現況を確認した上で確実に救援物資が届けられるよう対策してまいります。

特に救援物資の避難所への搬入につきましては、必要数の調整などもあり、原則として、公共施設などの一時受け入れ場所で受け入れた後に、各避難所へ届けることとなりますので、搬入車両や方法を検討した上で実施をさせていただきます。

そのような中でも、グラウンドの状況の悪化により、現況では救援物資の搬入などに支障を来すと判断すれば、必要な対策を講じて的確に対応していくこととなりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

状況を見ながら必要な対策を講じ、的確に対応されるという御答弁でした。ありがとうございます。的確な御対応に期待をして、次の質問に移ります。

今年の夏は猛暑が長く続きました。9月、10月になっても真夏日や夏日が多くありました。秋がなかったようにも感じます。来年はどうなるか分かりませんが、今年のような猛暑のときに避難指示が出されるような災害が発生した場合、避難所となる体育館にエアコンなどが必要になるのではないかと思います。御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、お答えします。

本町における指定避難所及び指定緊急避難場所は、現在、35施設となっており、被災状況などに応じ、順次、避難所を開設することとしております。

なお、指定避難所は小・中学校のほか公民館や保育所等としており、エアコンなどの設備が整備されていない避難所もあります。

そのため、令和2年度には、指定避難所の環境改善を図るため、各地区に防災備蓄倉庫を整備いたしました。その中の資機材には、大型扇風機、スポットクーラー、ファン

ヒーターも配備し、避難訓練でも活用させていただきながら環境改善を図る取組を実施させていただいておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。避難所の開設に当たっては、気象状況を考慮し、今年のような猛暑のときはエアコン設備のある公民館や保育所から避難所として開設する、また、各地区には大型扇風機やスポットクーラーが配備してあるので、エアコン設備のない体育館でも対応できるというような御答弁でした。安心しました。もう既に実施されているとは思いますが、大型扇風機やスポットクーラーがいざというときに使えるよう定期的に点検されることをお願いします。

それでは、最後、大項目の3点目、町長の行政に対する姿勢についてです。

渡辺町長、毎日、御公務、御苦労さまです。お疲れではありませんか。気疲れも多くおありだと推察します。渡辺町長は、約3年前に選挙で御当選され、県内で一番若い町長ということで注目を浴びました。就任当初はさすがと言われるように行政を主導し、県内でも一、二を争う町独自の施策を実行されました。若狭町がクローズアップされ、私も勢いがあるなと頼もしく感じておりました。

その後も渡辺町長は精力的に活動され、間近に迫る北陸新幹線敦賀開業を受け、町外や県外への外交が増えてきました。町内にほとんどいないのではないかと危惧する声も聞こえています。そのことが影響しているのでしょうか。渡辺町長が御就任2年目を過ぎた頃から、議会側の一般質問に対する行政側の御答弁に、周りの市町の様子を見ながら、国や県の動向をうかがいながら、県へは必要に応じて働きかけをなど、消極的な言葉が目立つように感じられます。周りに影響されない本町独自の施策、事業をどこよりも早く実施するという思いがリーダーにあれば、行政の隅々までその思いが行き渡り、消極姿勢がなくなるのではないかと考えますが、渡辺町長の御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

川島議員から喝を入れていただきありがとうございます。

それでは、川島議員の質問にお答えをいたします。

就任以来、命と暮らしを守る、また第二次若狭町総合計画（中期基本計画）の、幸せをキーワードに町民の皆様が安心して暮らせる未来の若狭町を思い描きながら、常に公

約に掲げました重点8策を含め55の政策を旨として、これまで全力で町長職に邁進を
してまいりました。

特に重点政策に掲げておりましたコロナ対策につきましては、積極的な集団接種を推
進し、県内1位の接種率を誇るなど、町民の皆様の健康に対する対策を最優先に積極的
に推し進めてまいりました。このことにつきましても町民の皆様の御協力のたまもの
というふうに感謝も申し上げたいというふうに思います。

また、子育て支援策につきましても、18歳未満の医療費無償化に着手するとともに
出産子育て応援ギフト事業や子育てアプリを導入するなど、子育て環境の整備を積極的
に推進させていただいております。

そして、特に今、力を入れておりますのが若狭町スマートエリア開発事業でございま
す。コンパクトシティも意識しながら、デジタル技術でエリアの魅力を引き上げる、ま
た同時に地球温暖化防止に対する住民の皆様の意識を高めていく、そして、集落をしっ
かりと守っていく、こういったモデルエリアとなるよう開発を進めているところでござ
います。

就任以来、町民の皆様との対話も大切にさせていただき、現場にこだわり、町民主役
のまちづくりを推進してまいりました。さらには、行動力と挑戦、こういったこともキ
ーワードに含みながら、SDGsの理念に基づき、誰一人取り残さない若狭町を目指し
施策を実施しております。またスピード感を持って対応する、このことも大切だとい
うふうに考えておりました、現在の長引く物価高や燃料高、こういったことに対応するた
めに、世界や国の動向に注視しながら、議員からも御要望もいただいておりますけども、
住民税非課税世帯、また低所得者世帯への7万円の給付事業につきましても、年内にい
ち早く着手できるよう県内でも一番の今、準備を進めさせていただいているところでご
ざいます。

北陸新幹線の敦賀開業が令和6年3月16日に迫ってまいりました。このことも起爆
剤とさせていただき、若狭町の全ての誇れる分野となりますよう最大限に引き出してい
きたい、そして、磨き上げをかけ、全国に誇れる町となるよう今後も積極的に町長とし
てリーダーシップを発揮させていただきたいというふうに考えておりますので、御支援
を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

最後に、渡辺町長の力強いメッセージをいただきました。ありがとうございました。

渡辺町長のリーダーシップが行政全般にわたることを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前 11 時 21 分 休憩）

（午前 11 時 25 分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

5 番、増井文雄君。

増井文雄君の質問時間は、12 時 25 分までとします。

○5 番（増井文雄君）

それでは、令和 5 年 12 月の一般質問をさせていただきます。もうしばらくよろしくお願いたします。

今回につきましては、小規模・高齢化する集落の将来についてということで質問させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

人口減少は、若狭町の合併から 18 年で約 3,500 人減少と想定以上の早さで進んでおります。人口減少が地方の町、そして、私たちの生活に与える影響は大きなものがあります。

医療・小売・飲食などの生活サービス縮小、税収減による行政サービスの低下、地域公共交通の撤退や縮小、地域コミュニティ機能の低下などが挙げられます。特に地域コミュニティ機能の低下は影響も大きく、各集落自治会など住民組織の担い手が不足し共助機能が低下するほか、地域住民で構成する消防団の団員減少は地域防災力を低下させる懸念もあります。

また児童・生徒数の減少が進み、学級数減少から学校統廃合も避けられません。こうした若年層の減少は、地域の歴史や伝統文化の継承を困難にし、地域の祭りなど行事継続ができなくなります。このように住民の地域活動が縮小することによって、住民同士の交流の機会が減少し、地域の賑わいや地域の愛着さえも失われていきます。

さきに述べましたように、我が町においても人口減少と高齢化が依然として深刻な課題であり、地域経済を縮小させ、さらなる人口減少と少子高齢化につながる悪循環を加速させるおそれがあります。

各集落の区長さんや町民の方々からは、集落の深刻な現状、特に後継者不足、そして、集落の行事の在り方や存続方法、また独り暮らしの方々への支援など多くの問題や課題

をいただき質問とさせていただきます。

今回は多くの課に対応いただきますが、時間も限られておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第2次若狭町総合計画（中期基本計画）で「幸せあふれる集落でいつまでも住み続けられるまちへ」とありますが、各集落の現状についてお伺いします。また、その現状に対し町はどのように把握し、どう検証しているのか。

まず一つ目の質問です。住みよい集落づくり支援についてお伺いします。

「地域活動を行う各種団体や他集落との連携強化を促し、地域コミュニティ活動の活性化を支援」とありますが、今年度の取組状況や支援策についてお聞きします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、質問にお答えします。

若狭町では、地域コミュニティ活動の活性化に向けて多くの支援を行っております。

一つ目は、コミュニティ助成事業で、住民が行う地域コミュニティ活動の促進を目的に、その活動に資する備品等の購入に補助しており、これまで56集落が活用しております。

二つ目は、ほっと安心できる地域づくり事業で、集落内の危険箇所等の改善、整備など住民自ら行うための原材料費等を支援しております。平成22年の事業創設以降72集落が活用し、延べ225か所の整備を行っており、令和5年度は12集落で取り組んでおります。

三つ目は、複数集落共同実施支援事業で、単独集落では活動が困難な集落間の協力体制整備や設備等の購入に補助しており、これまで4集落が活用しております。

四つ目は、SDGs集落イベント活性化支援事業で、コロナウイルス感染症により開催しなくなった行事を再開し、地域の賑わいを取り戻すことを目的に、「若狭町住みます芸人」の派遣等に係る費用を補助しております。令和5年度は集落や地域づくり協議会など12団体が活用し、地域の賑わいを取り戻すイベント開催のきっかけづくりに役立てたと感じております。

そのほかにも集落センターの建設や修繕に対する補助も集落の要望に合わせて行っており、住みよい集落づくりへの支援を進めております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。それでは、二つ目の質問をさせていただきます。

地域の公民館管轄にある地域づくり協議会は、今や生きがいがづくりや各種イベントなどを通じ地域の活性化になくなくてはならないものとなっております。その地域づくり協議会の活動を支えている拠点が公民館であります。

そこで、2点目といたしまして、地域づくり協議会の活動支援についてお伺いします。

1点目、地域づくり協議会は、住民と町が一体となった協働のまちづくりの骨格であります。その地域づくりの中心となるリーダーの育成研修や地域の問題解決に向けた取組や地域の課題解決に対し町はどのように支援しているのかをお聞きします。

2点目としまして、役場の各担当者は各地域づくり協議会や各公民館に対して、日頃からどのような対応を行い、その対応の中でどう論議し町の事業とどのように連携しているのかをお聞きします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、質問にお答えします。

今ほど2点、御質問いただきましたが、関連がございますので、まとめて御回答させていただきますと思います。

御質問の地域づくり協議会は、住民自ら取り組む住民自治や地域の歴史文化の継承、そして、人と人をつなぎ、互いを支え合い、住民と地域社会を元気にしていく取組を自主的に進めていただく組織として、協働のまちづくりを推進する骨格として位置づけております。この地域づくり協議会に対し、町は若狭町SDGs地域づくり交付金を助成し、それぞれの地域特性に合った活動を行っていただいております。

この交付金は、課題解決事業、地域活性化事業、そして、高齢者事業の3事業により構成をされており、リーダーの育成を目的とした研修会の実施や将来の地域の担い手である若者に向け、地域の現状を知らせるインスタグラムを開設するなど、様々なアイデアにより地域の担い手育成を課題とした活動を行ったり、地域特性などによる課題をあぶり出し、それに対する取組を計画するなど、課題解決に向けた活動を行っております。

また、町の職員も地域住民の一員として協議会に参画をしており、その部会の中で、自らの業務に即した意見を発言したり、議論の中で課題となった案件に関して町の担当課につなぐなど、町と協議会の連絡係として機能しているとともに、関係する課と各地域づくり協議会との全体連絡会を随時、開催することにより、町と地域づくり協議会が

情報共有を行い、協議会同士の情報も共有されることにより、新たな事業の推進などの参考にされていると伺っており、町としましても情報の共有やその機会づくりに努めております。

なお、地区公民館と町との連携につきまして、所管する教育委員会事務局では、年に2回の公民館のヒアリングを実施し、公民館施設、公民館活動、予算の執行状況などの把握と共有に努めておりますし、公民館が地区の拠点として機能し、多くの人や情報が集まる場所であることから、教育委員会事務局をはじめ関係課におきましてもこのことに期待して、連携や協力の依頼をさせていただいております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。冒頭申し上げましたように、人口減少に伴い集落も大きく様変わりしており、町の高齢化率も合併時の平成17年には28.2%であったものが現在は36.6%と8.4%も上昇しております。集落によっては、若者もいない、後継者もいない大変な状況が見えております。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。

人口減少に頭を悩ませる集落の現状についてお伺いします。

集落の人口推移についてでございますが、合併時からどれだけ衰退したのか、また、今現在、どんな問題があるのかをお聞きします。

集落人口や戸数、高齢化率や生産年齢、また14歳以下の人口、空き家数はどう推移したのか、UIターンや移住者数はどうなのか、人口減少により現在、集落でどのような問題が起こっているのか、その問題解決に町の担当者が集落にどう出向きどのように接しているのか、お聞きします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、質問にお答えします。

合併時と現在を比較しました集落の人口推移につきまして、町内の減少率の最も大きい集落では45%の減少で、合併時の22人が12人になっております。また、増加率の最も大きい集落では141%増加し、82人が198人になっております。

次に、高齢化率の推移ですが、変動が最も大きかった集落では29ポイント増加し、合併時の24%が53%になっております。

次に、生産年齢人口の推移ですが、減少率の最も大きい集落では65%減少し、合併時の46人が16人になっております。また、増加率の最も大きい集落では154%増加し、57人が145人になっております。

次に、14歳以下の人口推移ですが、減少率の最も大きい集落では88%減少し、合併時の16人が2人になっております。また、増加率の最も大きい集落では133%増加し、3人が7人になっております。

次に、町内の空き家数の推移ですが、空き家数の調査を始めた平成22年度と比べて199件増加し、今年度の集計時点で457件となっており、近年の増加数は右肩上がりで推移をしております。

次に、移住者数の推移ですが、若狭町次世代定住促進協議会が設立された平成23年度からの数値になりますが、町の移住・定住事業として111組237名の方に若狭町に移住していただいております、そのほとんどがIターンでの移住になっております。

なお、集落における問題点につきましては、人口減少が起因する課題が大きく、自治運営の担い手不足や集落役員、消防団員等の人員確保、集落行事の維持や継続の問題など多くの課題が顕在しております。

これら課題の解決や協働のまちづくりを進めるため、毎年実施しております集落ヒアリングに基づき町の各担当者が直接、対応させていただき、課題解消に向き合うとともに、各集落に集落連絡員として町の職員を配置し、集落と町の距離を縮め、総合連携できるよう取り組んでおります。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。大体、状況はつかめました。

それでは、引き続き、若者の流出やコロナ禍で衰退した集落行事や伝統文化についてお伺いします。

まず1点目、集落行事、集落のイベントや伝統芸能の現状についてお聞きします。また行事等、どこまで回復したのかをお聞きします。

2点目、若狭町伝統文化コロナ禍支援事業の成果をお聞きします。

3点目、集落や地域の伝統文化の保存や継承に対する町の取組についてお伺いします。

よろしく願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、私から1点目のコロナ禍に起因する集落イベントの開催状況についてお答えします。

各公民館や職員からの情報、先ほど申し上げました集落イベント活性化支援事業の実施状況などから勘案し、おおむね再開されているものと感じております。

○議長（辻岡正和君）

木下歴史文化課長。

○歴史文化課長（木下忠幸君）

まず1点目の伝統芸能の現状について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類される以前の状況におきましては、祭りなどにつきましては、直会など飲食を伴うものが多く、中止する集落も多くありましたが、その後は徐々に回復しているように感じております。

次に、2点目の若狭町伝統文化コロナ禍支援事業の成果についてお答えいたします。

若狭町伝統文化コロナ禍支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町内各集落や団体で継承されている伝統行事や祭りなどが自粛による開催中止や縮小を余儀なくされていたことから、これら町内の伝統文化を保存・継承していく団体や事業を支援する目的で、令和4年度に実施をさせていただきました。

事業の内容につきましては、伝統行事や祭りに使用する衣装や道具等の購入、修繕や復元に必要な経費などに対しまして、1事業当たり20万円を上限に補助させていただくもので、町内14の団体や集落から応募があり、補助金の総額といたしまして258万1,000円を補助させていただきました。

この事業を活用させていただきました全ての団体、集落におきましては、現在までに伝統行事や祭り、その練習などに、整備した衣装や道具等を使用させていただいており、本事業が伝統文化の復活や機運の醸成の一助になったものと考えております。

次に、3点目の集落の伝統文化の保存や継承に対する町の取組についてお答えいたします。

若狭町には4件の国選択の無形民俗文化財が存続されるなど、数多くの貴重な行事や祭りが守り継がれております。しかしながら、近年の少子高齢化や生活様式の変化により、その存続が危惧されてきており、それら貴重な伝統文化を町を挙げて次世代に保存・継承することを目的に、平成20年秋に若狭町伝統文化保存協会が発足しております。

本協会では、まず集落の皆様自らによる伝統行事の調査を行っていただき、その記録

を『若狭町伝統文化実態調査 つたえ つなぐ』として発刊させていただき、町全体で伝統文化の保存・継承の大切さについて改めて御認識いただきました。

また、町民の皆様より賜りました賛同金を活用させていただき、伝統文化の保存・継承に必要な衣装や道具などの購入や修繕などに必要な経費に対しまして補助をさせていただき伝統文化保存継承事業を実施しており、多くの集落、団体で活用いただいております。

そのほか、毎年、「伝統文化のつどい」を開催し、町民の皆様幅広く伝統文化鑑賞の機会を提供するとともに、保存・継承に関わる成功事例の紹介なども併せて行っております。町といたしましても、若狭町伝統文化保存協会と協働しながら、地域の貴重な伝統文化の保存・継承を支援してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございます。引き続き、町からのいろんな支援のほうをよろしく願いいたします。

それでは、四つ目の質問をさせていただきます。

現在の集落の役員体制の現状についてお伺いをいたします。

1点目です。どの集落も役員の成り手不足に悩まされております。各集落の役員の状況はどのようなものか、また、複数回区長や就任年齢など現状についても説明をお願いいたします。

2点目、町と集落が一体とならないと行政サービスも行えません。そこで、行政から集落への連絡及び連携が十分図られているのかをお聞きします。区長会等会議の中で、一方的な説明会、言えば報告会になっていないかをお聞きします。ちょうど明日、町の区長会開催とも聞いております。説明のほうをよろしく願いいたします。

3点目、毎年実施されております集落要望の成果と問題についてお聞きします。よろしく願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、一つ目の集落役員の現状についての御質問にお答えいたします。

町では、文書配布をはじめ町税などの集金業務や公共事業を実施する際の地元調整など、各種行政事務を円滑に遂行させていただきため、区長、集落役員の皆様には以前よ

り大変な御尽力をいただいております。

しかし、近年、役員の確保に苦慮している集落が増え、特に世帯数が少ない集落では何度も区長や役員を引き受けざるを得ない状況が続いていることは承知しております。集落役員の負担を軽減させるため、集落行事の見直しや役員の役割分担、役員数の変更などそれぞれのやり方で調整されているということもお聞きしております。

それぞれの集落においても、独り暮らし世帯の増加や多様化する生活スタイルに合わせて、その役割や体制、行政との関わりを改めてお考えいただきたいと考えております。

町といたしましても、公金収納の口座振替の促進による集金業務の軽減や、これまで広報や回覧、集落放送を中心に行ってきた住民周知につきましても、公式ホームページやSNSを活用した周知などによりスピードアップを図り、区長及び集落役員の皆様に協力をお願いしております各種行政関係業務の負担軽減について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、二つ目の行政から集落への連絡及び連携についての御質問にお答えします。

行政に関する連絡や依頼事項、また、町の施策展開など町の皆様に丁寧に説明し、住民の皆様への周知が進むよう、年に2回、町全体の区長会を開催させていただいております。町区長会で議題となる事柄は、事前に地区代表区長などで構成する区長代表者会において、その内容を協議していただいております。

また、区長代表者会では、代表区長の負担軽減のため、役割分担についての協議、調整や区長の皆様からの御意見をお聞きする場となっておりますので、そこでの御意見を踏まえながら、区長会が一方的な説明会とならないよう引き続き区長の皆様と連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

続きまして、3点目の御質問にお答えします。

町では、毎年、集落ヒアリングを開催し、集落の要望解決に向けて取り組んでおります。本年度は60集落が集落ヒアリングに参加し、延べ386項目のハード整備の要望を受け付けました。

この要望に対し、町といたしましては、各集落に対し一つ以上のハード整備を実施することを念頭に、各課その実施に取り組んでおりますが、全ての要望に対応できていないことが問題であると認識をしております。

参考としまして、令和4年度では61集落が集落ヒアリングに参加し、382項目の

要望のうち43集落で延べ69か所のハード整備を実施しております。

また、集落ヒアリングでは、空き家の状況把握の共有や第3次集落計画の確認など、ソフト事業についてもヒアリングを行っており、現状の課題や悩みなど集落の課題解決に向けた情報交換も行っておりますが、人口減少に起因する課題が多く、共通の課題であると認識をしております。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

引き続きそれぞれ町民の目線に立った対応のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、五つ目の質問をさせていただきます。

先ほど申し上げていますように、人口減少により集落の過疎化が大変進んでおります。その進む中で高齢者や独り暮らしへの対応についてお伺いさせていただきます。

まず1番目に、町から集落への災害等緊急時の連絡体制及び自主防災対策の状況についてお聞きします。

2点目といたしまして、各集落の見守り活動等の実態状況についてお伺いします。

3点目、高齢者や独り暮らし住民に対し、集落の体制は、また、町とどう連携しているのかをお聞きします。

4点目、生きがいづくりにつながります集落のサロンの開催状況や参加人員、また、現在、どれだけの集落が活動しているのかをお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、1点目の御質問にお答えします。

本町から住民の皆様への災害等の緊急時の連絡につきましては、音声告知放送を基本にホームページや緊急速報メール等を活用して実施しており、さらなる災害情報の伝達の充実と多様化を図るため、現在、屋外スピーカーの整備も進めているところです。

また、個々の集落における連絡体制につきましては、職員である集落連絡員を通じて区長の皆様と連絡のやり取りを実施させていただいており、今年度の避難訓練におきましても避難者数の確認や台風時には必要に応じて被害状況等を確認するためのやり取りを行っております。

次に、自主防災対策につきましては、災害時には、住民の皆様の自助・共助の取組が必要であり、組織の基礎づくり及びその活動を促進するために、若狭町自主防災組織活

動支援事業補助金を交付しながら組織設立や組織体制の充実の支援を行っており、現在、町内91集落のうち68集落におきまして自主防災組織が設立されております。

○議長（辻岡正和君）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口 勉君）

2点目の質問、見守り活動についてお答えいたします。

町には、集落を担当する民生委員の方がおられ、集落の気がかりな方を気遣っていただいております。

また、そのほかにも集落には福祉委員や老人家庭相談員がおられ、必要に応じて民生委員と協力して見守り活動を行っています。

また、地域見守りネットワーク活動といたしまして、介護事業所やケアマネジャー、民生委員などの福祉関係者、関係機関などの従来の見守りに加えまして、福井銀行や郵便局、生命保険会社など見守り協定を結び、高齢者などの異変の発見に御協力をいただいているところでございます。

町の高齢者への直接的な見守りといたしましては、地域包括センター職員によりまして、高齢者の一人暮らし、二人暮らしの世帯へ順次、連絡を取り、訪問をさせていただき生活面などの状況把握に努めて、相談や必要な支援を実施しております。

3点目の体制、連携の質問にお答えをいたします。

町では、先ほどの各委員の活動や職員の直接訪問のほかにおおむね65歳以上の独り暮らしや高齢者世帯などを対象に、見守り活動の一環として、救急医療情報キットを民生委員の方などを通じまして配布しており、緊急時の迅速な対応につなげております。

また、高齢者の自立した生活を支援するため、緊急通報装置を独り暮らしの方など必要とする方の自宅に設置して、緊急時に家族などに通報ができるように24時間365日、随時、見守り体制を行っています。見守り体制を充実させるためにこれらの制度もさらに啓発をしていく必要があると考えております。

また、各地区の地域づくり協議会には、地域支え合い部会や福祉部会などが設置されており、要請に応じまして町の状況についてもお話をさせていただきますし、各地区におかれましては独自に見守り活動や支援を模索されております。

例といたしまして、瓜生地区では高齢者世帯などへのアンケート調査を行い、生活面などの状況把握に努めておられますし、三十三地区や明倫地区では買い物メイトや買い物クラブでの支援などが行われております。このように町だけでなく地域自ら高齢者などの見守りなどの意識啓発に努めて実践をしていただいております。

若狭町の65歳以上の高齢化率は約36%です。高齢者世帯数については、令和5年3月31日現在では、65歳以上の独り暮らしの世帯が822世帯で全体の17%、65歳以上の夫婦のみの世帯が586世帯で全体の12%、合わせて29%となります。超高齢化社会の中、これからも町と地域が協力しながら見守り体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

4点目の集落サロンについてお答えをいたします。

集落サロンの開催状況といたしましては、令和4年度45集落、令和5年度55集落となります。

参加人員でございますが、地域介護活動支援事業を活用して実施されておられますところは、令和4年度活動回数では621回、参加延べ人数は7,753人です。

地域サロンなどは高齢者の集いの場ではありますが、高齢化に伴うフレイル予防や集落などの状況把握にも役立っており、サロン活動は、町もフレイル予防の支援の実施や活動補助金を支援させていただいております。

このような集落サロンなども活用しながら、住民の方々や地域と一体となって町の高齢者などの見守り活動を推進、充実したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。サロンにつきましては、私も集落のサロンに参加させていただいておりますが、とにかく元気で毎日いろんな話をしましょうというような、とにかくそのサロンの会場へ出てきてくださいというのが第一らしいですので、またそういう声を町のほうからもぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の施策の中からの抜粋でございますが、「行財政改革を推進する中で、効率的、効果的な行政運営」とあります。「限られた財源の下で、町の行財政機能を維持するため、現在実施の事業効果や必要性の検証が必要であり、人口減少、少子高齢化が進む中、健全な行財政運営を実施する」とあります。

また、「業務内容や組織の見直し、場合により各課横断的な取組を行い、より効率的な行政運営に努める」ともあります。

この最後のところにあります業務内容や組織の見直し、場合により各課横断的な取組

を行い、より効率的な行政運営に努めるという事柄から、集落の再生や再編について伺います。

人口減少、高齢化に伴う解決策として、集落間の連携、また、相互扶助や新たな広域組織づくり、行政区等再編、新たなコミュニティの枠組みづくりへの考えについて、町長の答弁をお聞きします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

まず行財政改革につきましても、議会の御協力、また住民の皆様の御理解の下に効率的に、またデジタル化等も取り入れながら推進することができております。まず感謝を申し上げたいと思います。

議員御質問の人口減少が急速に進行する中、今後も暮らし続けられる集落となるためには、住民と行政が適切に役割を分担しながら協力して取り組むことが重要であると考えております。

地域への活動に対する支援を行い、地域活動を行う各種団体や他の集落等との連携強化を促し、地域コミュニティ活動の活性化や複数集落が連携した活動が実施できるよう引き続き支援を推進してまいります。

令和2年度、全集落に作成をいただきました第3次集落計画におきまして、人口減少に対して、今後5年間で考えていくことの項目の中に複数集落の共同実施についてという考えを述べていただき、集落様々な考え方がある中で、複数集落の共同実施に対して比較的前向きな考えがある集落もございました。

今後は集落ヒアリングなどを通じ、各集落の実情や複数集落の共同実施に対する考え方や情報を共有し、各集落の考えに沿った支援の在り方について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。連携した広域行政や新たなコミュニティにつきましては、今ほど申されましたように、集落の考えに沿った再編策など御検討いただきますようお願いいたします。

次に、協働のまちづくりの骨格である公民館に一部行政サービス部門、例えば相談窓口等が設置できないか、また、同時に正職員の常駐ができないか、また、将来的には社

会教育施設の公民館から一般行政課のコミュニティセンターへの移行が必要ではないか、今までそのようなことの検討があったのか、お聞きします。また、県内市町のコミュニティセンターへの移行状況についてお聞きします。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

現在、若狭町には10か所の公民館と1か所の公民館分館がございます。現在、これらの公民館には、公民館長と主事もしくは地域づくり支援員の方々が常駐していただいております。地区内の住民の皆様のための業務を行っていただいております。

御質問の公民館での行政サービスに係る相談窓口の設置につきましては、原則、電話か三方及び上中庁舎において面談にて御相談いただくことが基本となっておりますが、このほかにも広報誌や音声告知放送、行政チャンネルや若狭町公式LINEアカウントなどにより行政情報を取得しやすい体制も整えているところでございます。状況に応じて御活用いただくほか、DX技術の普及によりまして、今後はオンラインでの相談等も可能になり得るといふふうに考えておりますので、現時点では、効率的な行政運営の観点からも正職員を常駐させることには検討に至っておりません。

続きまして、公民館からコミュニティセンターへの移行についての県内各市町の状況でございますが、坂井市と小浜市の全ての公民館がコミュニティセンターへ移行をされており、また勝山市と越前町の一部の公民館がコミュニティセンターに移行されており、その他の市町につきましては全て公民館となっております。その市町や地域の実情に応じて移行を進めておられるといふふうにお聞きをしているところでございます。

このような中、現在、各地区の公民館では、公民館活動と地域づくり協議会による地域づくり活動が行われておりますが、コミュニティセンターへの移行につきまして具体的な検討には今、至っていない状況にあります。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。公民館の今の在り方、またコミュニティセンター化についても、どちらも一長一短あると思いますので、これからいろいろ協議をしていただきながら、若狭町に合う在り方と現状を見ながら十分御検討いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、公民館に関しまして、教育長、教育委員会はどのようなお考えであるのか。

また現状を踏まえ今の公民館をどう捉えているのか。公民館を現状のままにいくなら、生涯学習、先ほどからいろいろあります地域づくり協議会のことでございます、その拠点である公民館はどうあるべきとお考えでいるのか、教育長にお聞きします。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在の公民館につきましては、従来から社会教育法に定められた講座やレクリエーションなどの生涯学習に関する事業を、住民ニーズを踏まえた新たなテーマを取り入れながら館長、主事が創意工夫し、公民館運営審議会で審議され着実に進めているものと考えています。

また、魅力ある事業を企画するために様々な研修にも参加しており、他市町の生涯教育活動やコミュニティセンター化などの先進事例も学んでいただいております。

地域づくり協議会については、公民館職員が事務局を担い、地域づくり協議会の主体性を大切にしつつ支援を行っているところです。そういう意味では、地域づくりの活動への支援を通じて、公民館は社会教育を地域の問題解決につなげる点で重要な役割を果たしているものと考えております。

また、公民館には様々な行事等を通じて地域の皆様が交流を図る場を提供する機能もありますので、生涯学習に加えて地域づくりの拠点としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

社会教育や地域を取り巻く環境は刻々と変化していくものでございますので、それぞれの地域の状況を把握するとともに、公民館を利用される方々の御意見を十分お聞きしながら、今後の公民館の在り方について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。社会教育には、地域住民の能力や活動を生かす人づくり、その人たちの活動から地域の活性化につながる地域づくり、そして、それらの活動を通して住民間の絆が生まれる絆づくりという大きな意義があります。

そのことを踏まえながら、町民と行政が一体となり、地域課題を克服し、将来も住み

続けられ心豊かで幸せな暮らしの実現に向けていただきたいと思います。

先日の「どうする地域医療」のシンポジウムに参加させていただきましたが、性別、年齢、地域など関係なく地域医療の問題点や現状を真剣に話をされていたことに大変感動を受けました。

あのシンポジウムに参加して一番感じたことなのですが、やはり「変えよう、変えなくてはいけない」という強い思いで話をすれば、人は変わりますし、地域も変わることが参加者の実践例などでよく分かりました。そのことが私の心に強く突き刺さりました。

今までの答弁にもありましたように、若狭町のどの集落も大変深刻な状況に変わりはないと思います。一人でも多くの町民の意見を、とにかく町民の方のところへ出向きまして、じかに聞いてほしいと思います。その町民の声を今後の行政運営にぜひ生かしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

再開は1時15分からとします。

（午後 0時15分 休憩）

（午後 1時12分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、2時13分までとします。

○13番（北原武道君）

三十三間山風力発電について質問をいたします。

私は、この件に関しまして質問通告をしていたところ、町長は、議会の冒頭、開会挨拶で建設反対と、この意を表明されました。

町長の反対表明という状況の変化があったわけですが、建設計画が取りやめになったわけではありません。

通告内容を変えずに質問をさせていただきます。

住民の中に、不安の声、反対の声、いろいろございます。その一部に、風車や道路を建設する際、あるいは風車や道路が建設されることによって土砂崩れが頻発するのではないか、樹木伐採による保水力の低下によって、土砂の流出や水質悪化が起こるのではないか、このような声がございます。

三十三間山の若狭町側の山腹は三十三地区の、そして、高島市側の山腹は上中地域全体の重要な水道水の供給源となっています。したがって、この土砂崩れや水質悪化は、地元住民が心配すれば済むことではなく、町行政も心配しなければならないことでもあります。町としては、この問題、どのような検討を行い、どのような認識を持っていますか、お尋ねをいたします。

○議長（辻岡正和君）

竹内建設課長。

○建設課長（竹内 正君）

それでは、まず風力発電事業の工事などによります災害について、その認識などをお答えします。

若狭町と滋賀県高島市の県境におきまして計画されております（仮称）三十三間山風力発電事業でございますが、開発事業者であります株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングにおいて、4段階ある環境影響評価手続、いわゆる環境アセスメントの2段階目に当たる「方法書」が公開され、役場、三方庁舎などで縦覧が行われました。今後は事業者が取りまとめた縦覧で得た一般意見などを参考に、福井県知事は経済産業省に意見を提出し、審査に付されていくものと認識しております。

今回、縦覧された計画では、工事は2027年4月から、営業運転は2030年6月から開始予定となっております。高さ約180メートルの風力発電機を17基、三十三間山の尾根部分に設置。工事の際には、林道を拡幅し搬入路として利用するとされ、風車設置では、1基当たりの基礎はおよそ16メートル四方で、深さ3.5メートル、基礎の下には8本の杭を打ち込むことになっております。

これらの据付工事や基礎工事などでは、樹木の伐採や基礎地盤の掘削、整地が行われ、切り盛り法面では、可能な限りの緑化や法面保護、修景に取り組むとされており、工事発生残土については有効利用や場外搬出を検討するとされております。

こうした工事などのうち、建設課関連としましては、林道の改築に係る行為について若狭町林道管理条例に基づく許可が必要となり、許可を出すに当たっては十分な審査を行ってまいります。

例えば適切な切法面勾配かどうか、適当な切法面緑化などが施工されるか、また十分な舗装構成であるかなどの審査となります。

このほか、建設課関連以外も含め他の所管省庁や県の許認可が必要なものとしましては、森林法に基づく林地開発及び保安林指定解除、砂防法に基づく砂防指定地内行為の許可などを得る必要が出てくると考えられます。

ただ、現時点では詳細な工事計画等が示されていないため、町として本事業による災害誘発の可能性を具体的に検討できる段階ではございません。今後、事業が進む場合、災害誘発の防止の観点からは、関係省庁などと連携をしまして、開発事業者に対し、その防止措置を求めていく必要があると考えております。

○議長（辻岡正和君）

飛永上下水道課長。

○上下水道課長（飛永浩志君）

次に、上下水道課関連につきましてお答えをいたします。

若狭町の水道事業におきまして、風力発電により影響がある施設として、三十三間山を境に三方側で、三十三地区に4か所の井戸水源と上中側で滋賀県天増川からの取水の表流水がございます。

先般、開発業者より示されました「環境影響評価方法書」内の計画段階配慮事項におきまして、樹木伐採による保水力の低下、土砂流出についての記述はありませんでした。また水の濁りを表す水質汚濁と有害物質の体積を表す底質につきましても、現段階では詳細設計に着手しておらず、計画段階配慮事項には選定しないと記述されています。しかしながら、一般的に大規模な開発による樹木伐採は、山林の保水力低下や水道水源貯留の低下だけでなく、山腹崩壊による土砂流出や濁水の発生を招くおそれがあると危惧しています。

また、近年、全国各地で台風や線状降水帯等の大雨により、未開発区域においても土砂災害が発生しており、特に今回の開発計画では、山頂での開発であり、開発された区域または拡張された林道周辺におきまして土砂流出や濁水の発生が懸念され、そこから流れ出る下流域の水道水源への影響があると危惧するところでございます。

今後におきましては、風力発電事業では、環境アセスメントの実施、環境保全措置等の結果の公表など段階的に情報が発信していくと思われまますので、その都度、水道施設への影響を精査し、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

悪影響は十分想定されるけれども、具体的な検討はしていないと、今は検討できるような計画段階でもない、ざっくり言えば、そのようなお答えでございました。

さて、町長は、反対理由の一つに、三十三間山はいにしえより若狭町民の心のよりどころである、こう言われました。町のシンボルである、あるいは聖域、アンタッチャブ

ルである、この景観は絶対守らなければならない、このような意味であると思います。私も共感するところはございます。

ところで、環境アセスメントの目的は、事業が及ぼす環境への影響をなるべく少なくする、そのため、前もってその影響を予測し、それに従って事業者が計画を練り直すこととなります。

環境への影響という点で、私は、今ほど、土砂崩れ、水質悪化を問題にしました。これらは、完璧にはと言えないにしても、技術的に対策を講じることは可能であります。しかし、景観を絶対に変えるなということになると、この対策は極めて困難です。建設反対という意見の根っこに、景観を絶対に変えてほしくない、こういう気持ちがあるなら、これは計画の撤回しか選択の余地はありません。土砂崩れや水質悪化は問題にするまでもありません。したがって、建設課や上下水道課がのんびり構えているのも頷けるところであります。

しかし、一方、事業者が計画を撤回しない限り環境アセスメント手続は進んでいきます。現在、2段階目、方法書の段階です。方法書に対する福井県知事の意見、これを作成するため、町長は近いうちに福井県から意見を求められることとなります。

町長の意見としては、漠然としたもの、のんびり構えたものではなく、環境への影響、これをできるだけ具体的に述べるのが望ましいと私は思います。そういう点では、建設課、上下水道課の具体的な検討が不可欠であります。

この風力発電事業は、現段階の計画においては、町や地元にとってメリットはほとんどありません。地元の自然によって生み出される富が地域外に流出するだけです。地元に残るのは環境破壊だけということになります。これでは、当然、誰が考えても建設反対ということになります。しかし、頭から賛成、反対と結論づけるのではなく、メリットを、地元へのメリットですね、これを最大化する、デメリットを最小化する、そのような方策をまず研究、検討してみる。そして、事業者とも交渉する。その上で賛成、反対を冷静に判断するべきである、私はこのように考えておりますし、6月の一般質問でも申し上げました。

三重県に度会町という町がございまして。伊勢市に隣接した山間部の町です。町の規模とかイメージは旧上中町に似ているようであります。25基の風力発電機が稼働しております。

この町では、風力発電の電気をふるさと納税の返礼品にしたところ、年間3,000万円の納税があるそうです。町長さんは、電気を返礼品にするのに大変苦勞した、総務省を説得するのに2年かかったと、このように話しておられます。

風力発電を地元が活用した一例として紹介いたしました。

三十三間山風力発電計画について、町としてのメリットを最大化する、デメリットを最小化する、そのような方策について、何らかの検討した内容があれば、紹介していただきたいと思います。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず国内生産が可能である低炭素の国産エネルギー源です。また、その導入に当たりましては、自然環境や地域の気象条件等に配慮して導入することが重要であります。

今回の風力発電計画では、現段階において、1基当たり6,100キロワット、最大約10万3,700キロワットの発電量があると言われており、近年、他の自治体でも取り組まれている電力の地産地消を視野に入れた考え方はできると考えられます。そのほか工事やメンテナンスなどが発生することにより、地域経済に寄与することが考えられます。

しかし、一方で、天候によって発電量が大きく変動するため供給が不安定であること、また、設置工事が大規模化となることによる環境への影響や発電電力量当たりの建設費が高価となること、設置に適した場所の選定に時間とコストがかかるなど、一般に安定した大量のエネルギーを生み出せないデメリットがあると言われてしています。

特に本風力発電計画にあっては、計画場所が三十三間山山頂を含む山林部であり、木の伐採等による動植物等の生態系への負荷や、災害を未然に防ぐ洪水緩和や水資源貯留機能等への影響が考えられることで山肌崩壊等の災害誘発が懸念されること、また、風力発電機の稼働時の騒音や低周波音の発生による影響も懸念されること、さらに、登山コースもあり、地元住民だけでなく観光客にも親しまれている三十三間山の景観や周辺の山々からの眺望景観にも影響を与えることがデメリットと考えられます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

この風力発電について、町としてメリットを付加する、デメリットを低減する、このような方策について、今、具体的に研究、検討していないということのようなお答えだったと思います。

三十三間山風力発電計画については、景観を絶対変えてはいけない、計画撤回、これが町の、町長のスタンスである、そのように私は受けとめております。したがって、メリットなどを検討するまでもないと、こういうことかもしれません。しかし、これでは先ほどの土砂崩れ対策、水質悪化対策の場合と同じで、町としては何の勉強もしていない、ただ傍観しているだけと、こういうことになります。こんな傍観者的な姿勢では、町として再生可能エネルギーの活用は少しも進みません。

私、6月の一般質問でも申しました。本町はSDGs、脱炭素社会の実現を掲げています。しかし、実態は、再生可能エネルギー活用の後進地になっております。再生可能エネルギーの活用、これを今後どのようなビジョンを持って進めていくつもりですか、お伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

まず研究、検討は行われていないということですが、様々な場面を想定して、各関係課、また、この庁内としても様々な検討、また研究も重ねさせていただいているところではございます。

その中で、今の情勢等も踏まえて述べさせていただきたいと思っておりますけども、11月末から気候変動対策を話し合う国連の会議、「COP28」がUAEのドバイで開催され、岸田総理も出席をされておられましたが、政府は、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。

また、2030年度において、2013年度と比較して温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けることと表明をしております。

世界的な流れや国の施策、方針に沿って協調することは、若狭町といたしましても重要であるというふうに認識をしており、当町におきましても、スマートタウン構想やEVカーの導入により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減する取組を進めているところです。

現在、計画が進行しております（仮称）三十三間山風力発電事業につきましては、計画が公表された段階から推移を見守ってまいりました。滋賀県高島市においては、昨年11月30日、環境アセスメントの第一段階に当たる配慮書に対する意見書が高島市長から滋賀県知事に提出をされ、その中で、事業に賛成できないとの意見が述べられてお

ります。

また、今年の9月から10月にかけて町内でも住民説明会が開催されましたが、住民の方からは、木の伐採等による動植物の生態系への負荷や山肌崩壊等の災害誘発、風力発電機の稼働時の騒音、振動の不安、さらには景観などへの影響について心配の声が多く寄せられております。

私といたしましても、地域住民の理解が得られていない状況や三十三間山の山頂に高い観測塔がそびえ立ち、周辺には太陽光パネルが設置されている、風光明媚な景観が著しく阻害されている現状を看過することはできず、去る11月24日の議会開会の挨拶の中で反対の意思表示をさせていただいたところです。

今後、地元住民の代表者らで構成される団体による反対の署名活動も展開されますが、私といたしましても、地元の皆様や高島市の福井市長とも連携をしながら、関係機関への働きかけを強め、事業中止に向けて取組を進めてまいり所存でございます。その上で、若狭町はSDGsに基づくまちづくりを掲げており、再生可能エネルギーを活用したCO₂排出量ゼロを実現していかなければなりません。

現在、環境基本計画の令和6年度の策定に向けて準備を進めておりますが、その中で脱炭素社会の実現に配慮した計画を含めることとしております。

神奈川県横須賀市や葉山町が取り組まれている再生可能エネルギー由来の電気を公共施設や小・中学校に導入することによって、実質的にCO₂排出量ゼロを実現する先進的な事例などもございます。様々な事例を参考にしながら、若狭町にふさわしい再生可能エネルギーの取組について検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今後、再生可能エネルギー活用を進めていきたいと、こういうお言葉でございました。言葉だけにならないように、私も町長のお言葉を借りて、注視していきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

10月31日、渡辺町長を会長とする福井県原子力発電所準立地市町協議会は、国に対し、原子力発電所立地周辺市町における地域振興及び安全対策、防災対策に関する要望書を提出いたしました。

この要望書の内容に関して質問いたします。

要望書は、若狭町、小浜市、南越前町、越前町の4市町の市長、町長、議長で構成する協議会として提出されたものであります。要望書の全ての内容について、町長自身の意見は全く同じ意見ですか、確認させていただきます。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えをいたします。

本要望につきましては、原子力発電所の立地市町に隣接する福井県の4市町が原子力発電所に対する住民の安全確保と準立地市町の地域振興を要望するものでございます。特に若狭町は全ての原子力発電所のUPZ圏内に位置していることから、本要望が重要な役割を果たしているものと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

ストレートなお答えはいただけませんでした。しかし、否定の言葉はありませんでしたので、町長自身の御意見は要望書の内容と全く同じであると、このように確認させていただきます。

エネルギー政策について、地域振興対策について、原子力防災対策について、このような3分野について要望を行ったというふうにお聞きしております。

最初に、原子力防災対策の分野に関係してお尋ねいたします。どのようなことを要望されましたか、お尋ねします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、質問にお答えします。

原子力防災対策については、3点要望をしております。

1点目は、避難には迅速な広域移動が必要となるため、広域的広域高規格道路とその支線を含む道路ネットワークの早急な改良と整備促進を図ること。

2点目は、広域的な避難訓練を積極的に実施するとともに、これまで実施してきた訓練を評価・検証し、想定される様々な状況に対応した実践的な訓練の推進に努めること。

3点目は、広域避難計画について、国が主体的に訓練や専門的知見を踏まえ改善を図るとともに地域住民への広報・周知を行い、原子力防災対策に係る理解促進を図ること

について要望をしております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、広域的地域高規格道路など道路の要望がございました。広域的地域高規格道路とはどこの道路を想定していますか、お尋ねします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

要望では、広域的地域高規格道路とその支線を含む道路ネットワークの早急な改良と整備促進を図ることとしております。これにつきましては、準立地4市町がそれぞれの避難に対する重要な路線を意味しております。

若狭町につきましては、舞鶴若狭自動車道の4車線化や国道303号の道路拡幅、国道162号の道路拡幅などを念頭に要望をしております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

舞若道の4車線化、国道303号と162号の拡幅、これらの工事は既に着手されているものでございます。それに高規格道路にも該当しません。避難のためにどの道路をどうしてほしいのか、いまひとつはっきりしない御答弁でございました。

高規格道路というなら、森下前町長が言及されたこともある琵琶湖西縦貫道路と舞若道を結ぶ新しい高規格道路、これを要望するべきであります。

国道303号は現に避難道路に指定されていますが、原発事故のときには、今津の陸上自衛隊がいち早く駆けつけなければなりません。今の国道303号では避難道路として役立ちません。

次に、実践的な訓練の推進という要望がございました。具体的にどのような訓練を想定していますか、お尋ねします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、質問にお答えします。

要望では、これまで実施してきた訓練を評価・検証し、想定される様々な状況に対応した実践的な訓練の推進に努めることとしております。令和4年度には、国主導による原子力防災訓練として、広域的な避難訓練が実施されたことを評価しつつも、若狭町には半島に住む住民がいらっしゃるなど、その地域に応じた避難手段の確立をさらに検証するよう要望しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今ほど避難訓練の改善、避難計画の改善、このようなことに関してお尋ねし、答弁をいただきました。避難訓練に参加した人たちは、実際に事故が起こったとき、こんな訓練どおりに避難できるのだろうか、このように疑問を感じるのが普通でございます。つまり避難計画そのものに実効性がないということです。

福島事故のときの実態を見れば、今の避難計画は絵に描いた餅です。避難計画に実効性がないことは、住民の避難に直接、責任を負っている町長をはじめ町職員が最も痛感しているはずで、実効性のある避難計画をつくれ、何よりも国にはこのことを要望すべきであります。

続いて、地域振興対策の分野に移ります。要望事項をお尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

地域振興対策については3点、要望しております。

1点目は、地域経済や地方財政に好影響を与えるよう電源立地地域対策交付金における減額分を補うとともに、周辺地域の雇用及びなりわいの安定と向上を図る具体的な政策、地方再生の主軸となる地域資源の掘り起こしや磨き上げを後押しする新たな地域振興対策制度の創設を図ること。

2点目は、国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、水準を維持した上で、運転終了までとなっている交付期間を完全撤去まで延長すること。

3点目は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、対象事業等の拡充や補助率のさらなるかさ上げなど、制度の充実・強化を図ることについて要望

をしております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

私、この質問の前に、一つ質問を飛ばしたようで、広域避難計画の改善という、そういう国への要望がございました。これはどんなものですかという、そういう質問をしていたと思いますが、文書回答でいただいております。その文書回答を踏まえて先ほどのコメントをいたしました。その避難計画についても、避難訓練についても不十分だと、実効ある避難計画をまずつくりなさいと、そういうことでございます。

今、ただいまの質問は地域振興の質問でございまして、そのお答えをいただきました。

3点の要望をしたということですが、いずれも交付金補助金を増やしてほしいと、このような要望でございました。

まず、交付金が減っているということですが、電源立地地域対策交付金の減額、これは先ほどの1番目ですね、2番目の電源三法交付金の減額、これについて詳しい説明をお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

まず、電源立地地域対策交付金につきましては、発電用施設の周辺の地域における公共施設整備や教育文化施設等の整備、運営、その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図ることを目的としております。若狭町としましては、保育所やパレア若狭、縄文博物館の維持運営に活用をしております。

また、電源三法交付金は、電気事業者が販売電力量に応じて負担した税金を発電用施設周辺の市町村に交付金として交付することを目的に、昭和49年に制度化されました。先ほど御説明いたしました電源立地地域対策交付金もこの電源三法交付金の中の一部であり、令和4年度の交付額は1億9,683万3,000円でした。

このほかにも電源立地等推進対策交付金や電源立地等推進対策補助金などがあり、電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法の3つの法律に基づき交付される各種交付金、補助金の総称になります。

なお、電源三法交付金の令和4年度の交付額は、広報調査等交付金を含めて1億9,

744万3,000円で、過去の年間最大交付額と比較して7割を超える減額となっており、これを補うよう要望しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

分かりやすく解説していただきました。電源三法交付金の中にはいろいろな種類の交付金があって、電源立地地域対策交付金と、1番目のものですね、これは電源三法交付金のうちの一つであると、こういうお話でございました。本町の場合、昨年度、電源三法交付金の総支給額は約2億円で、これはほとんど1番目の電源立地地域対策交付金として交付を受けている。この総額2億円というのは、最高時の約3割にまで減っていると、このような御説明でございました。

電源三法交付金が減っている、これは電源三法の交付ルールにのっとった結果でございます。ルールからはみ出して元の水準に戻してほしい、あるいは期間を延長してほしい、このように要望するのはなぜですか。どのような根拠があるのですか、お尋ねをいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

要望内容につきましては、国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、水準を維持した上で、運転終了までとなっている交付期間を完全撤去まで延長することとしております。

議員御指摘のとおり、制度に従っての減額とは理解いたしますが、国のエネルギー政策転換を起因とする廃炉の急激な進行による減額であることから、立地及び周辺地域がこれまでのように持続的に維持発展できるよう交付金額を従来の水準までに回復することと交付期間の延長を要望しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

この交付金の問題と同時に、新たな地域振興対策の創設、原子力発電施設等立地地域

の振興に関する特別措置法、これの拡充、こういった制度に関する要望もございました。要望内容を具体的に説明願います。

また、なぜ新しい制度をつくったり制度を拡充したりする必要があるのか、併せて説明願います。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

要望内容につきましては、周辺地域の雇用及びなりわいの安定と向上を図る具体的な施策、地方再生の主軸となる地域資源の掘り起こしや磨き上げを後押しする新たな地域振興対策制度の創設を図ること、また、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法につきましては、対象事業等の拡充や補助率のさらなるかさ上げなど制度の充実強化を図ることとしております。

御質問の新たな地域振興対策制度の創設につきましては、地方再生の主軸となる地域資源の掘り起こしや磨き上げを後押しする制度を望んでおり、具体的な制度設計までには及んでおりませんが、想定を超えた交付額の減少が続く中で、立地及び周辺地域が持続的に維持発展できるよう制度の創設と拡充を要望しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

どんな制度を想定しているのか、具体的な制度設計はないということで、このような御答弁でございました。端的に言えば、理屈はともかくもっと支援を増やしてくださいと、こういうことだと思います。

これまで地域振興対策の分野についてお尋ねしてきました。交付金にしても、特別措置にしても、これは原発が近くにある見返り、代償なわけです。迷惑をかけます、これでごめんなさい、こういうことです。どういう迷惑か。原発の危険性と共生する、こういうことです。こういう迷惑です。三法交付金は原発の危険手当にほかなりません。三法交付金を増やしてほしい、特別措置をバージョンアップしてほしい、このように要望することは、さらなる危険性も引き受けます、そのように宣言していることに等しいのであります。麻薬患者に例えられるゆえんであります。

最後に、エネルギー政策の分野に関してお尋ねします。

どんなことを要望されましたか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、御質問にお答えします。

エネルギー政策については、5点、要望をしております。

1点目は、エネルギー政策について、地域経済や雇用の安定が損なわれることのないよう、地域社会の持続的発展を念頭に合理性と整合性を持って政策全般を推進すること。

2点目は、GX実現に向けた基本方針及びGX脱炭素電源法で示された原子力活用の方針や国の責務等を踏まえ、安全性の確保を大前提に次期エネルギー計画において原子力の将来像をより明確に示すこと。

3点目は、原子力の持続的な活用に向けた責任あるエネルギー政策として、再稼働や廃炉、中間貯蔵、高レベル放射性廃棄物の最終処分などの課題解決に向けて積極的に取り組むこと。

4点目は、原子力発電の重要性、必要性及びGX実現に向けた基本方針等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発、建設などの原子力活用の方針について、国が前面に立って、立地周辺地域はもとより電力消費地において説明、説得を尽くし、立地及び周辺地域のエネルギー政策への貢献度を国民に対し説明し理解を得ること。

5点目は、「もんじゅ」「ふげん」の廃止措置については、安全かつ着実に実施されるよう国の指導監督を強化するとともに、廃止措置の工程管理や放射性廃棄物の処分に係る課題など、事業者任せにすることなく国が責任を持って進めることについて要望しております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

岸田内閣は、「原発推進等5法」、いわゆる今ありましたGX脱炭素電源法ですね、これを成立させて、従来の原発への依存を可能な限り低減させる方向から原発を最大限活用する方向にエネルギー政策を大転換させました。今、紹介いただいた要望事項は全てこの原発最大限活用政策を後押ししようとするものです。

原発最大限活用政策によって、嶺南地方では、既に運転40年を超えた美浜3号、高浜1、2号ばかりでなく、これから40年を迎える大飯3、4号、高浜3、4号も60年を超えて運転が継続されることになりかねません。

長期に運転している原発では、使用済み核燃料プールが使用済核燃料で満杯になりま

す。満杯になれば、運転を続けることはできません。この難問に直面した関西電力は、10月10日、「使用済核燃料対策ロードマップ」を発表しました。しかし、ロードマップをよく見てみると、プールから取り出した使用済み核燃料の保管方法として、ただ一つ、現実性のあるのは発電所構内での乾式貯蔵だけです。これでは使用済核燃料は嶺南にたまり続けることとなります。このように原発最大限活用政策を歓迎し、その実施を後押しすることは、原発銀座嶺南においては、原発の危険性をより高めることにつながります。この点、町長の見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えをいたします。

使用済核燃料を取り巻く現状に関しましては、国のエネルギー政策に基づき、国及び事業者の責任において円滑に進められるべきものと考えており、安全性を最優先にその状況を注視してまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「原発最大限活用」を歓迎します、住民がもっと危険にさらされます、危険手当をもっとちょうだい、これが要望書の本音である、私はそのように解釈いたします。

そうではなく、町民の安全・安心、これを最重点に町政を行っていただくことを強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日6日から14日までの9日間、休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、明日6日から14日までの9日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午後 2時04分 散会）